

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年9月17日提出
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻原 亘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	小林 雅子
【電話番号】	03-6205-0911
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030 1兆円を上限とします。 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035 1兆円を上限とします。 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040 1兆円を上限とします。 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045 1兆円を上限とします。 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050 1兆円を上限とします。 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055 1兆円を上限とします。 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060 1兆円を上限とします。 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065 1兆円を上限とします。
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2035

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065

（愛称としてそれぞれ「ひとくふうTDF2030」、「ひとくふうTDF2035」、「ひとくふうTDF2040」、「ひとくふうTDF2045」、「ひとくふうTDF2050」、「ひとくふうTDF2055」、「ひとくふうTDF2060」、「ひとくふうTDF2065」という名称を用いることがあります。）

以下、上記8ファンドを総称して「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「ひとくふうTDF2030」は「くふうT2030」、「ひとくふうTDF2035」は「くふうT2035」、「ひとくふうTDF2040」は「くふうT2040」、「ひとくふうTDF2045」は「くふうT2045」、「ひとくふうTDF2050」は「くふうT2050」、「ひとくふうTDF2055」は「くふうT2055」、「ひとくふうTDF2060」は「くふうT2060」、「ひとくふうTDF2065」は「くふうT2065」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年9月18日から2026年3月18日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・英国証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

ニ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用
ありません。

ホ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界の株式、公社債等に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

②信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンド2,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファ ンド	あり (部分ヘッジ)
	年12回 (毎月)	欧州		
	日々	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券)、資産 配分変更型))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

<<商品分類表定義>>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- （２）海外… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）内外… 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

３．投資対象資産（収益の源泉）による区分

- （１）株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）債券… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）不動産投信（リート）…
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （４）その他資産… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- （５）資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

４．独立した区分

- （１）MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…
「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- （２）MR F（マネー・リザーブ・ファンド）…
「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMR Fをいう。
- （３）E T F… 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

５．補足分類

- （１）インデックス型… 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- （２）特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。
なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

《属性区分表定義》

１．投資対象資産による属性区分

- （１）株式
 - ①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
 - ②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

（２）債券

- ①一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…
目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

（３）不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

（４）その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。

（５）資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

２．決算頻度による属性区分

- ①年１回… 目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年２回… 目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年４回… 目論見書または投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年６回（隔月）… 目論見書または投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年１２回（毎月）… 目論見書または投資信託約款において、年１２回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

３．投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

- ①グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- ⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東（中東）… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり… 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数… 上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型… 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型… 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型… 目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（2）【ファンドの沿革】

2019年1月15日	「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060」の信託契約締結、設定、運用開始
2019年4月1日	ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継
2020年9月23日	「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2035」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065」の信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友D Sアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

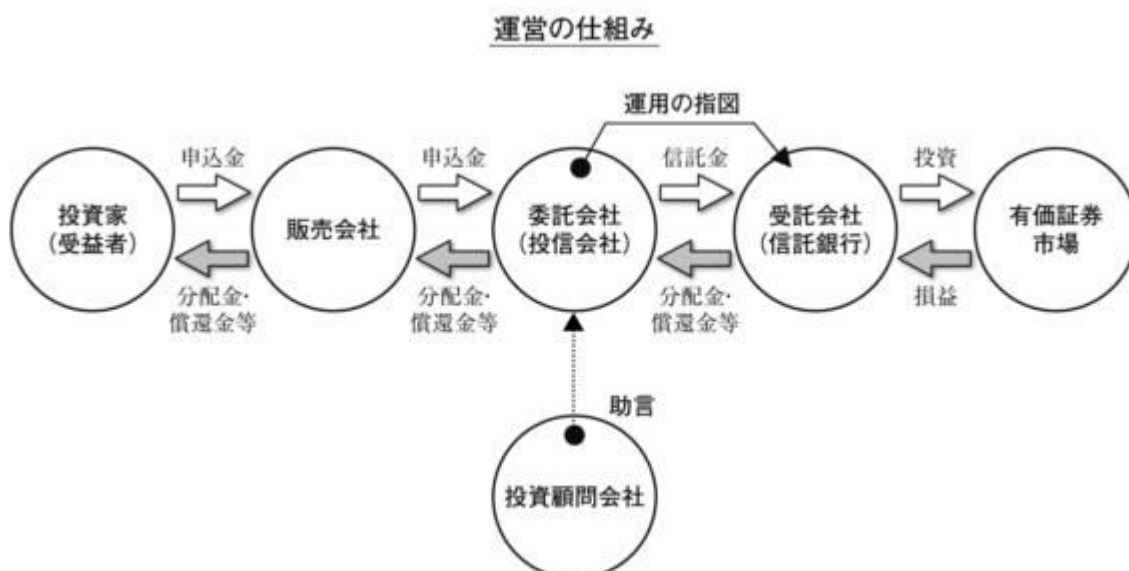
委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

〔参考情報：投資顧問会社〕

以下の法人は当ファンドの関係法人には該当しませんが、当ファンドの運用に関し助言等を行う投資顧問会社であり、間接的に当ファンドの運用に関与します。

SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社

当ファンドの投資顧問会社として、各マザーファンドへの投資比率に関する投資助言を行います。



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円（2025年7月31日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年4月1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

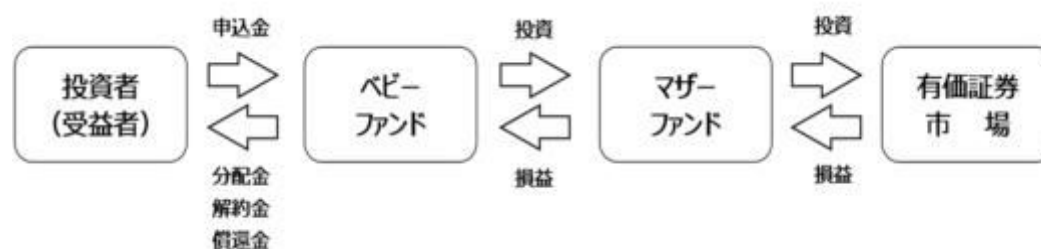
(ハ) 大株主の状況

(2025年7月31日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



(1) 【投資方針】

- ①別に定める親投資信託^(注1)（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を含む世界の株式、公社債等を主要投資対象とします。なお、投資対象のマザーファンドは見直す場合があります。
- ②各マザーファンドへの投資比率の決定にあたっては、ポートフォリオのリスク水準に着目し、ターゲット・デット^(注2)までの残存期間が短くなるにつれて目標リスクが逡減されるように調整します。
- ※投資比率はクオンツ手法により算出され、同比率に基づいて運用を行います。
- ※市場のリスクが高まった局面では、株式への実質的な投資比率を引き下げるなどリスクを抑制することを基本とします。市場のリスクが低下した局面では、株式への実質的な投資比率を引き上げ、より積極的にリスクを取ることで高いパフォーマンスの獲得を目指します。
- ※キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資は、原則としてターゲット・デットまでの残存期間が短くなった場合やターゲット・デット到達以降、あるいは市場のリスクが高まった局面で行います。
- ③実質組入外貨建資産については、原則として実質的な株式部分については為替ヘッジは行わず、実質的な債券部分については対円での為替ヘッジを行います。
- ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(注1) 「別に定める親投資信託」とは、次のものとします。

ひとくふう日本株式マザーファンド
ひとくふう先進国株式マザーファンド
キャリーエンハンスド・グローバル債券マザーファンド
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(注2) ターゲット・デットは、以下の各々の場合について、次の通りとします。

ひとくふうTDF2030	2030年の決算日
ひとくふうTDF2035	2035年の決算日
ひとくふうTDF2040	2040年の決算日
ひとくふうTDF2045	2045年の決算日
ひとくふうTDF2050	2050年の決算日
ひとくふうTDF2055	2055年の決算日
ひとくふうTDF2060	2060年の決算日
ひとくふうTDF2065	2065年の決算日

ファンドの特色

1

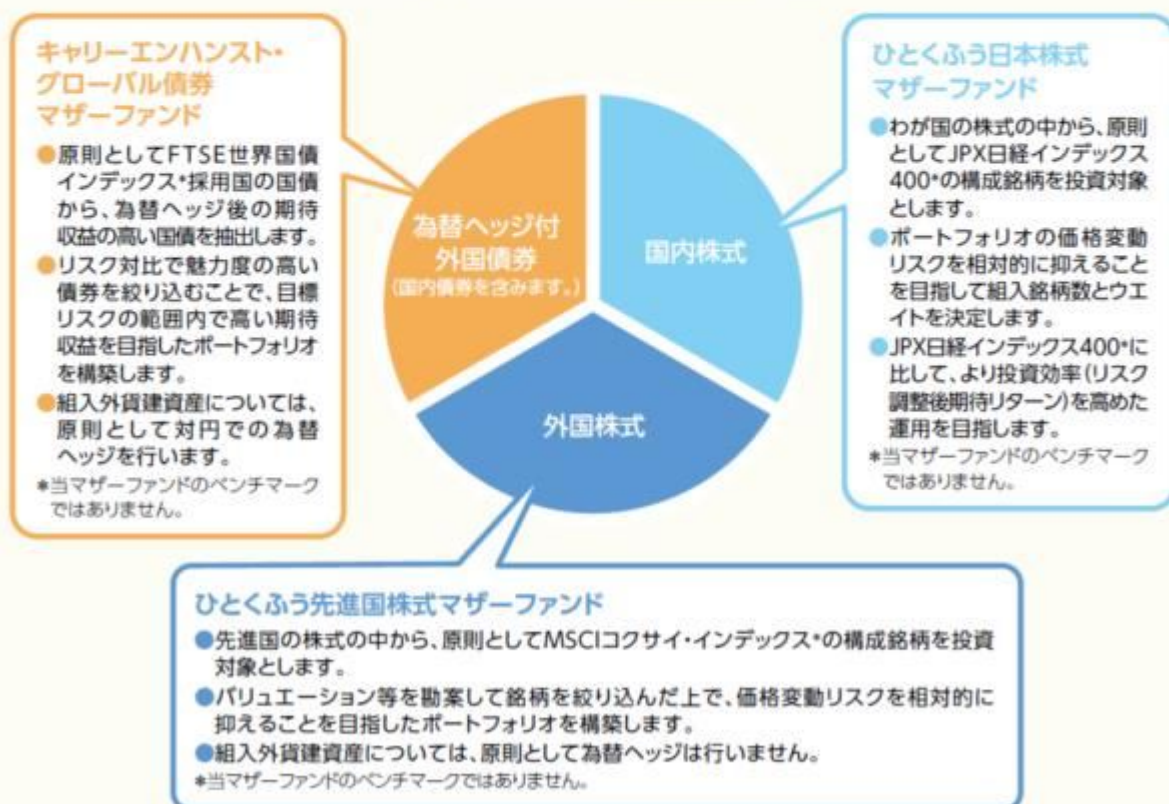
当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界の株式、公社債等を主要投資対象とします。

- 「ひとくふう日本株式マザーファンド」、「ひとくふう先進国株式マザーファンド」、「キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド」および「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」への投資を通じて、日本を含む世界の株式、公社債等を主要投資対象とします。

※投資対象のマザーファンドは見直す場合があります。また、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」への投資は、原則としてターゲット・デットまでの残存期間が短くなった場合やターゲット・デット到達以降、あるいは市場のリスクが高まった局面で行います。

- 実質組入外貨建資産については、原則として実質的な株式部分については為替ヘッジは行わず、実質的な債券部分については対円での為替ヘッジを行います。

〔各マザーファンドの投資方針等〕



※当ファンドは、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへ投資を行う場合があります。キャッシュ・マネジメント・マザーファンドは、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

※上記円グラフはイメージであり、実際の資産配分比率とは異なります。

2

各マザーファンドへの投資比率の決定にあたっては、ポートフォリオのリスク水準に着目し、各ファンドのターゲット・デートまでの残存期間が短くなるにつれて目標リスクが逡減されるように調整します。

■ 各ファンドのターゲット・デートは、以下の通りとします。

ひとくふうTDF2030…2030年の決算日	ひとくふうTDF2035…2035年の決算日
ひとくふうTDF2040…2040年の決算日	ひとくふうTDF2045…2045年の決算日
ひとくふうTDF2050…2050年の決算日	ひとくふうTDF2055…2055年の決算日
ひとくふうTDF2060…2060年の決算日	ひとくふうTDF2065…2065年の決算日

■ 投資比率はクオンツ手法により算出され、同比率に基づいて運用を行います。

■ 市場のリスクが高まった局面では、株式への実質的な投資比率を引き下げるなどリスクを抑制することを基本とします。市場のリスクが低下した局面では、株式への実質的な投資比率を引き上げ、より積極的にリスクを取ることで高いパフォーマンスの獲得を目指します。

※投資比率の決定にあたっては、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティングからの投資助言を活用します。

3

ご購入時およびご換金時に手数料はかかりません。

■ ご購入時に購入時手数料はかかりません。また、ご換金時に換金時手数料がかからず、信託財産留保額もありません。

※保有期間中に運用管理費用（信託報酬）、その他の費用・手数料をファンドで間接的にご負担いただきます。

4

年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。

■ 決算日は、毎年12月20日（休業日の場合は翌営業日）とします。

■ 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

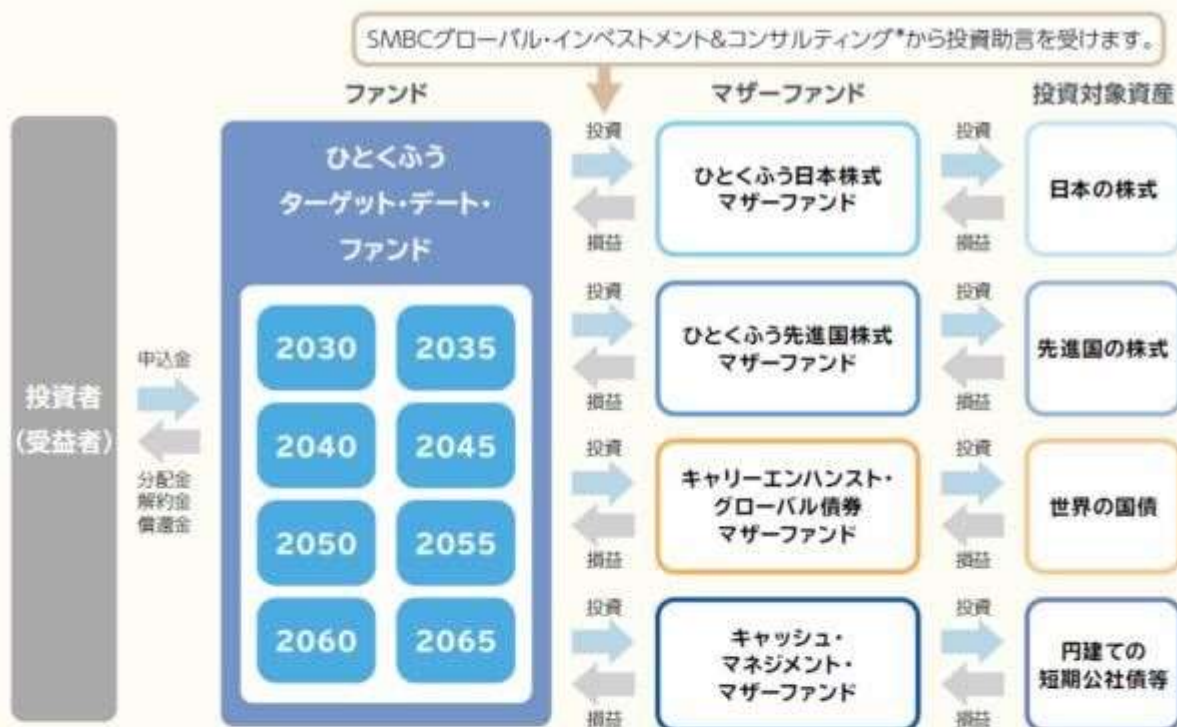


指数の著作権など

- JPX日経インデックス400は株式会社JPX総研および株式会社日本経済新聞社、MSCIコクサイ・インデックスはMSCI Inc.、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCが、それぞれ公表している指数です。
- 各インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、指数を公表および許諾する各社に帰属します。また、当該各社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

ファンドのしくみ

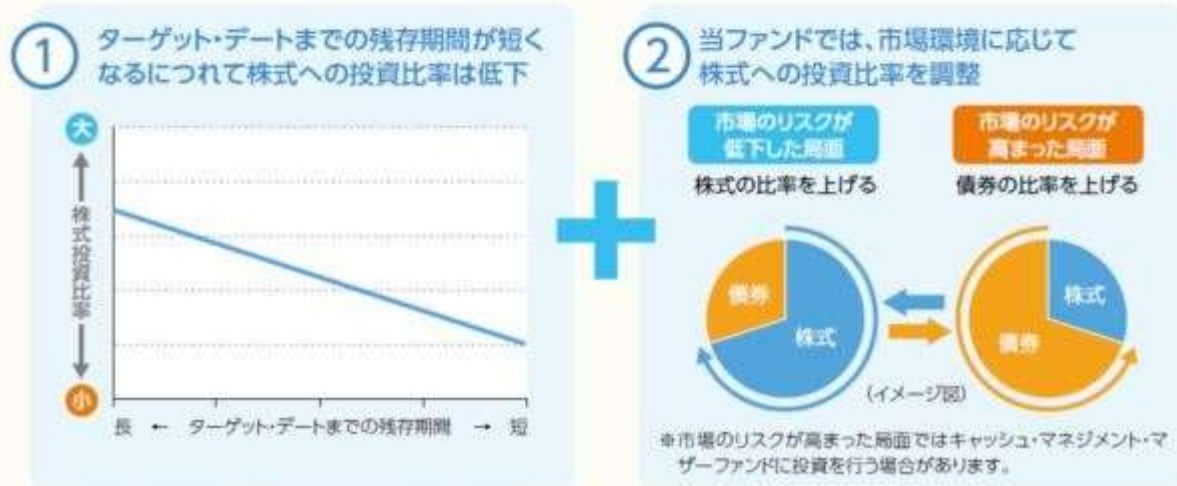
■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



*SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティングは、委託会社の親会社である三井住友フィナンシャルグループの子会社（100%出資）であり、委託会社の信託報酬の中から、投資助言にかかる報酬を受領します。

ターゲット・デート・ファンドとは

- ターゲット・デート・ファンドとは、退職時期などあらかじめ設定した時期（ターゲット・デート）に向けて、運用会社がポートフォリオの最適配分を決め、徐々に安定的な運用に切り替えていくファンドです。
- 債券に比べて値動きの変動が大きい株式の比率を時間の経過とともに小さくすることに加えて、当ファンドでは、ポートフォリオのリスク水準に着目し、市場環境の変化に応じて投資比率を機動的に調整することで、市場下落局面の損失の抑制を図ります。



※上記はいずれもイメージであり、実際の運用とは異なる場合があります。

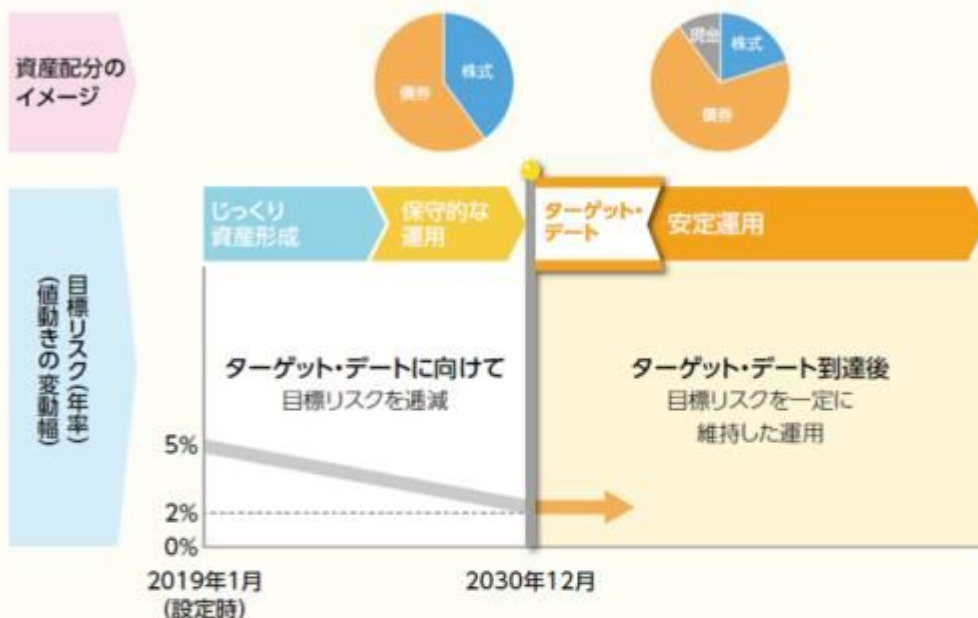
資産配分のイメージおよび目標リスクの推移

■ファンドの運用（各マザーファンドへの資産配分および調整）は、運用部 マルチアセットグループが行います。

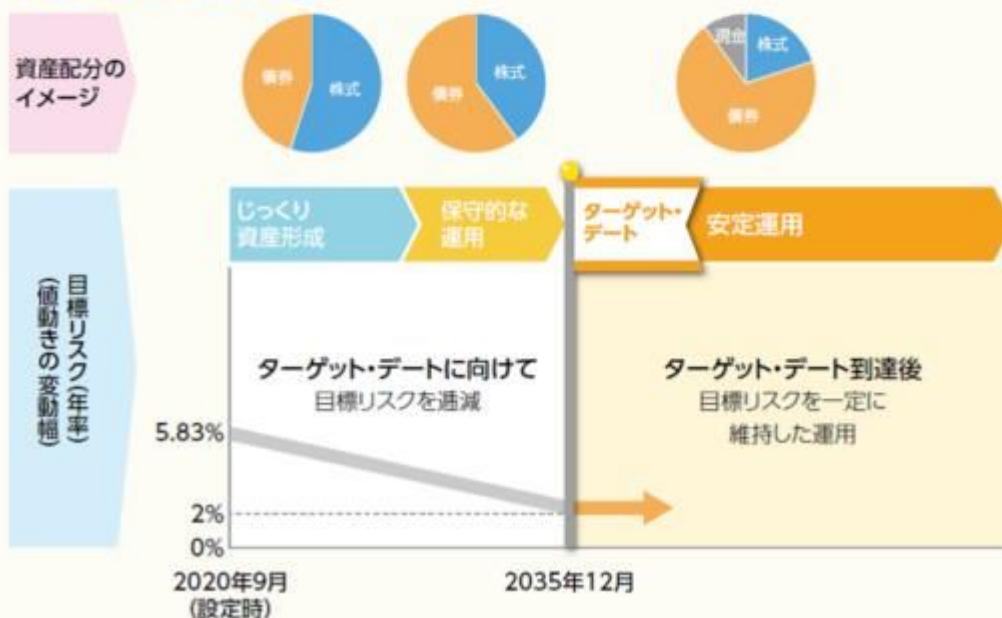
※上記の運用担当部署は2025年7月末現在のものであり、今後変更される場合があります。運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項> https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

▶ひとくふうTDF2030



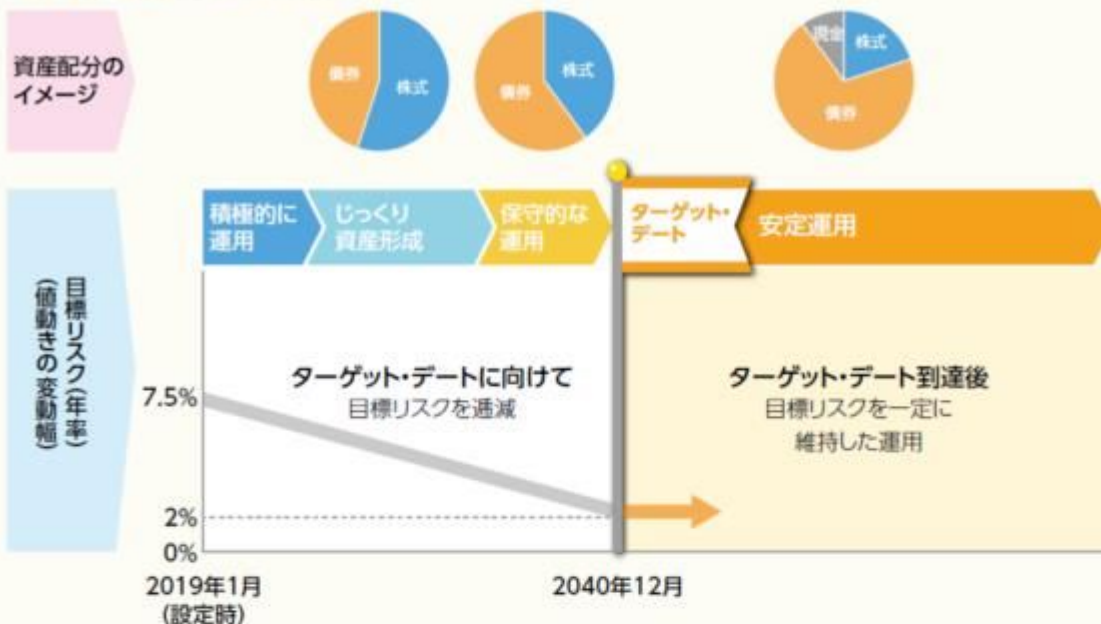
▶ひとくふうTDF2035



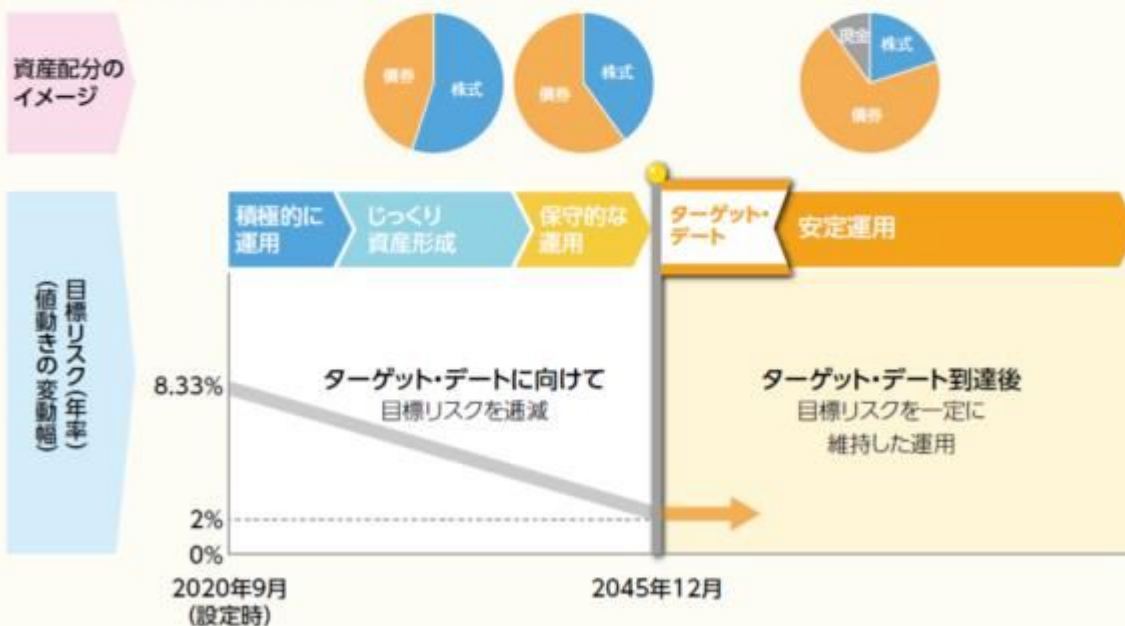
※上記の資産配分の円グラフはイメージであり、実際の配分とは異なります。また、各ファンドの基準価額の値動きの変動幅(年率標準偏差)が、目標リスク(年率)の範囲に収まるとは限りません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

▶ひとくふうTDF2040



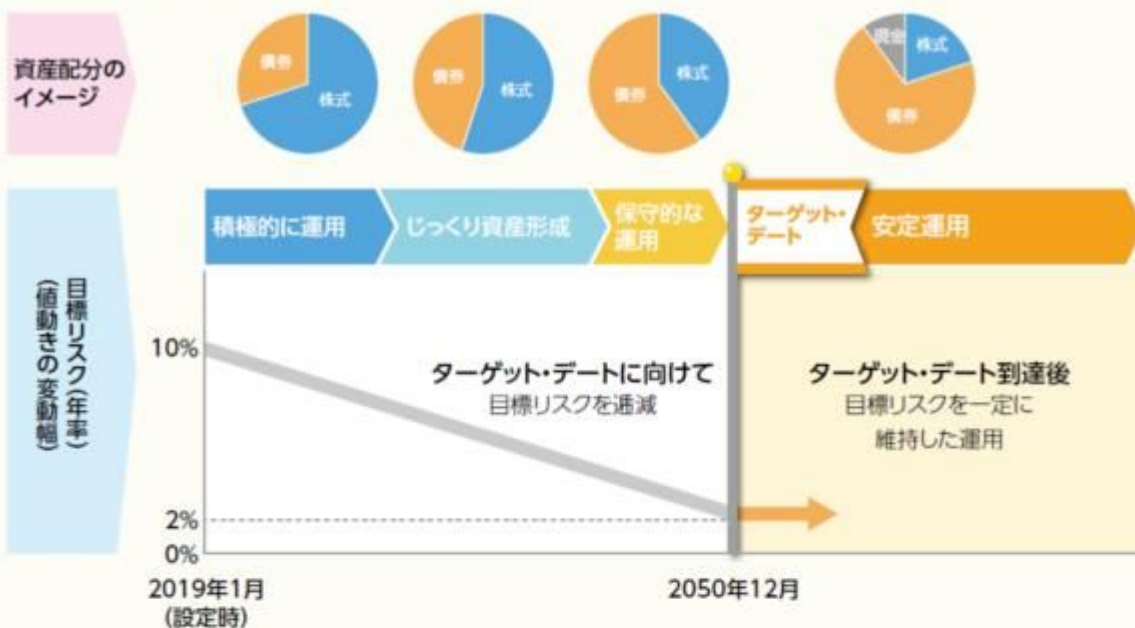
▶ひとくふうTDF2045



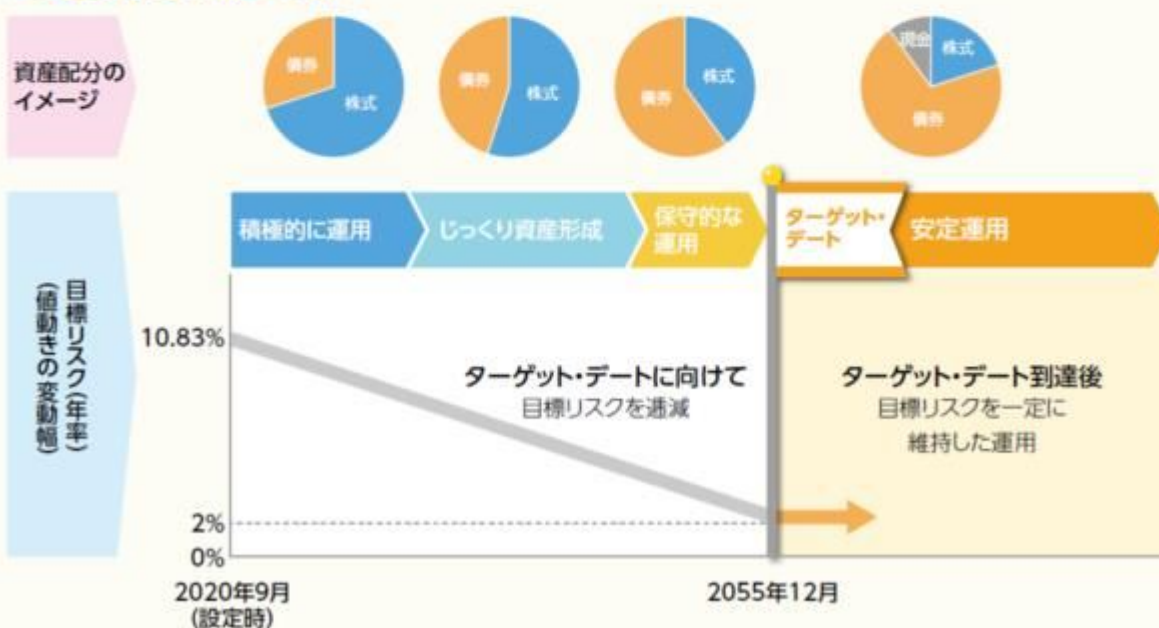
※ 上記の資産配分の円グラフはイメージであり、実際の配分とは異なります。また、各ファンドの基準価額の値動きの変動幅(年率標準偏差)が、目標リスク(年率)の範囲に収まるとは限りません。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

▶ひとくふうTDF2050



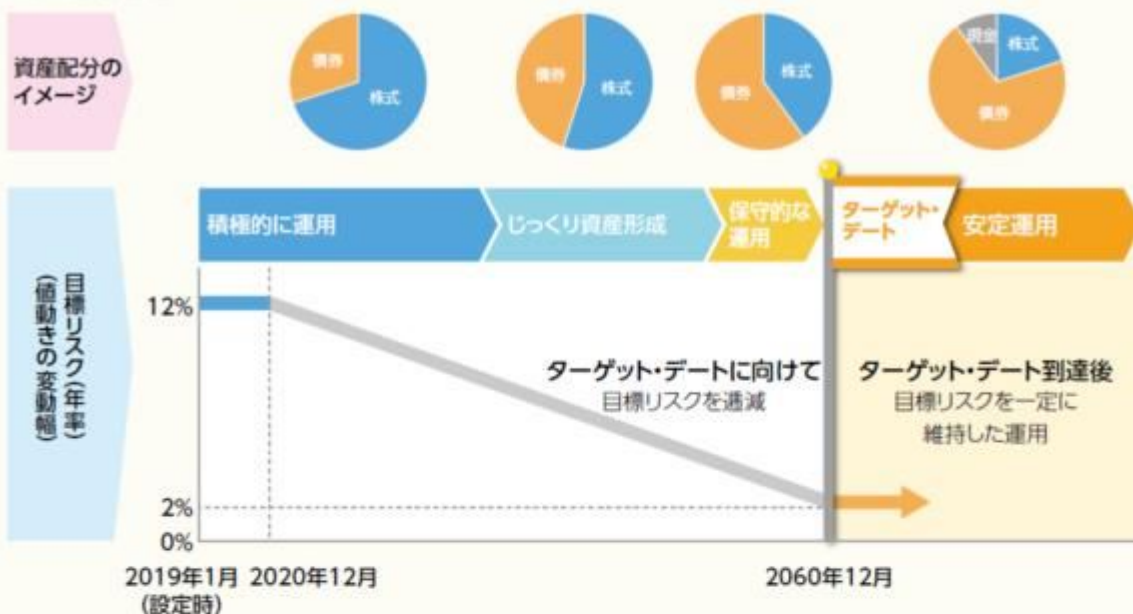
▶ひとくふうTDF2055



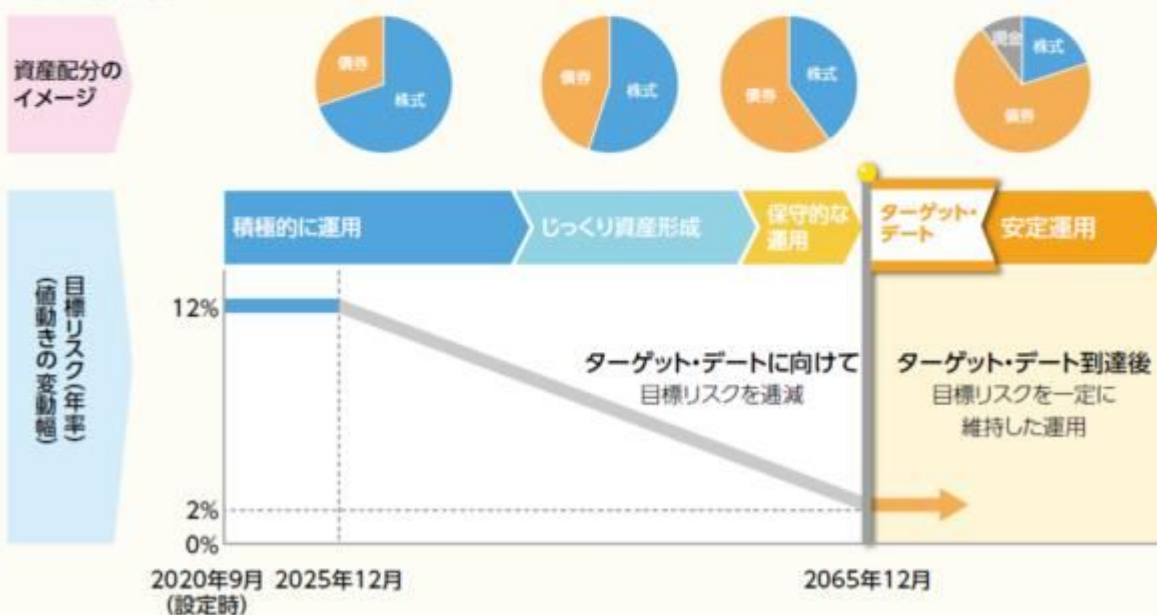
※ 上記の資産配分の円グラフはイメージであり、実際の配分とは異なります。また、各ファンドの基準価額の値動きの変動幅(年率標準偏差)が、目標リスク(年率)の範囲に収まるとは限りません。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

▶ひとくふうTDF2060



▶ひとくふうTDF2065



※ 上記の資産配分の円グラフはイメージであり、実際の配分とは異なります。また、各ファンドの基準価額の値動きの変動幅(年率標準偏差)が、目標リスク(年率)の範囲に収まるとは限りません。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された信託約款に定める親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、13ならびに18の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から7までの証券および13ならびに18の証券または証書のうち2から7までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14および15の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

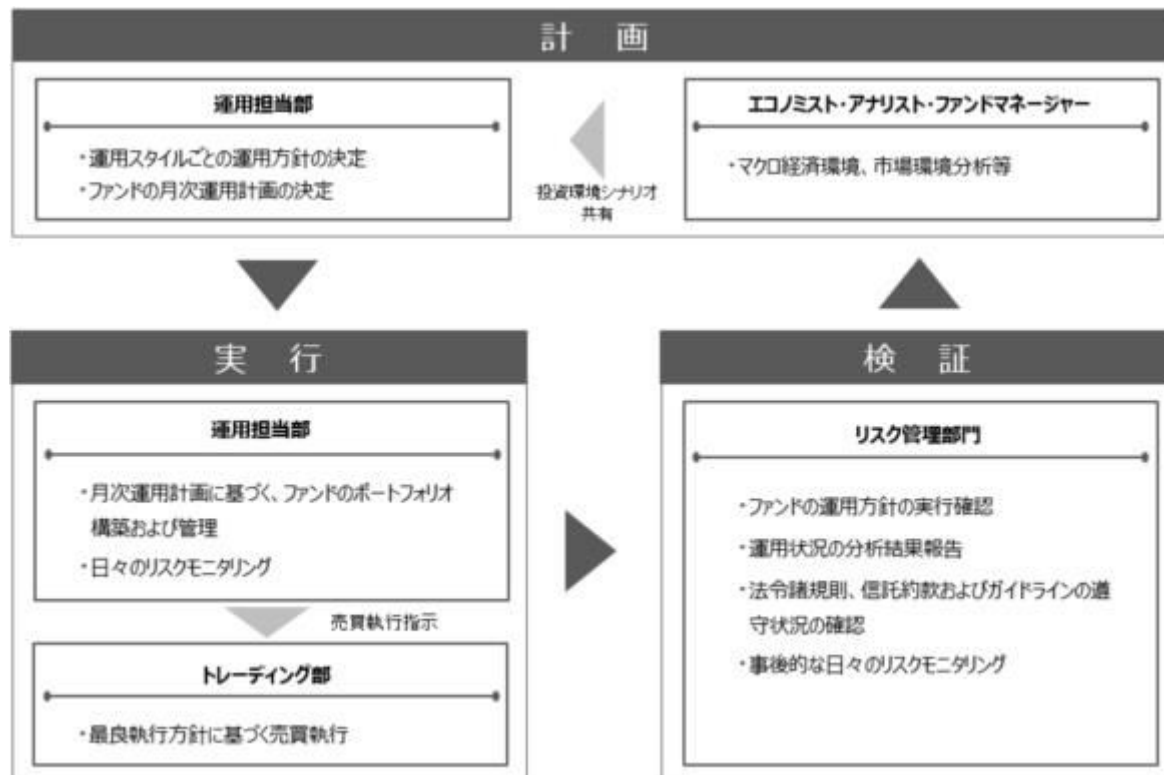
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

イ ファンドの運用体制



※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎年12月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。

（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（５）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

イ．株式等への投資制限

（イ）株式への実質投資割合には、制限を設けません。

※実質投資割合とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得たものをいいます。以下同じです。

（ロ）委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

ロ．投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所[※]に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

（ロ）前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとしします。

ハ．同一銘柄の株式等への投資制限

（イ）委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（ロ）委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ニ．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドおよび取引所上場の投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（取引所上場の投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ホ．信用取引の運用指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとしします。

（ロ）前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により前項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ヘ. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
(ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
(ハ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ト. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(ハ)スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
(ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

チ. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
(ロ)金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(ハ)金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
(ニ)委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
(ホ)金利先渡し取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
(ヘ)為替先渡し取引とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。）を取り決め、その取り決め

に係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

リ. 同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ヌ. 有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - (a)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - (b)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ル. 公社債の空売りの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ヲ. 公社債の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ワ. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

カ. 外国為替予約の指図および範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(ロ)前(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ)前(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

コ. デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ク. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ケ. 資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

コ. 受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)前(イ)および前(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

② 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報：マザーファンドの投資方針等)

(ひとくふう日本株式マザーファンド)

(1)運用の基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

(2)運用方法

①投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

②投資態度

イ. わが国の株式を主要投資対象とします。

ロ. わが国の株式の中から、原則としてJPX日経インデックス400の構成銘柄を対象とし、ポートフォリオの価格変動リスクを相対的に抑えることを目指して運用を行います。

ハ. わが国の株式への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ニ. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）

ハ、金銭債権

ニ、約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２、次に掲げる特定資産以外の資産

イ、為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証券
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
- 17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
- 18．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
- 19．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
- 20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③の１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4) 主な投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③投資信託証券（取引所上場の投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。
- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
 - ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑨スワップ取引は、以下の範囲で行います。
- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑩金利先渡し取引は、以下の範囲で行います。
- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ．金利先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについて

はこの限りではありません。

- ハ、金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ、委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑫一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（ひとくふう先進国株式マザーファンド）

（1）運用の基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

（2）運用方法

①投資対象

主に日本を除く先進国株式を主要投資対象とします。

②投資態度

- イ、日本を除く先進国の株式を主要投資対象とします。
- ロ、先進国の株式の中から、原則としてMSCIコクサイ・インデックスの構成銘柄を投資対象とし、中長期的に有効な指標に基づいて銘柄群を絞り込んだ上で、価格変動リスクを相対的に抑えることを目指したポートフォリオを構築します。
- ハ、組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ニ、資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（3）運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ、有価証券
 - ロ、デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りします。）
 - ハ、金銭債権
 - ニ、約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ、為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定

めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券に係るものに限り、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、有価証券に係るものに限ります。)
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4) 主な投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- ⑤同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥投資信託証券（取引所上場の投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑧有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。
- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
 - ロ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ハ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑨スワップ取引は、以下の範囲で行います。
- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑩金利先渡取引および為替先渡取引は、以下の範囲で行います。
- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ⑫一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一

般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド）

（１）運用の基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

（２）運用方法

①投資対象

日本を含む世界のソブリン債券に投資します。

②投資態度

- イ．ＦＴＳＥ世界国債インデックス採用国の国債および国際機関債等を主要投資対象とします。
 - ・投資する債券の格付けは、原則として、取得時においてＢＢＢ格相当以上とします。
- ロ．銘柄の選定にあたっては、イールドカーブの形状に着目し、投資魅力度の高い銘柄を選定します。
- ハ．ポートフォリオのリスクを一定の範囲内でコントロールし、安定的な収益の獲得を目指します。
- ニ．組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。
- ホ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りします。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．国債証券
- ２．地方債証券
- ３．特別の法律により法人の発行する債券
- ４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りします。）
- ５．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ６．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- ７．コマーシャル・ペーパー
- ８．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- ９．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- 10．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- 11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- 12．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 13．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
- 14．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
- 15．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1から6までの証券および8の証券または証書のうち1から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9および10の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4)主な投資制限

①株式への投資は行いません。

②外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑥スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ、委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦金利先渡し取引および為替先渡し取引は、以下の範囲で行います。

- イ、委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ、金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ、金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ、委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑨一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）

（1）運用の基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

（2）運用方法

①投資対象

本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。

②投資態度

- イ、本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。
- ロ、資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ハ、デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（3）運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ、有価証券
 - ロ、デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）
 - ハ、金銭債権
 - ニ、約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ、為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りま。
5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
9. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
11. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4) 主な投資制限

- ①株式への投資は行いません。
- ②同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③外貨建資産への投資は行いません。
- ④有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。
 - イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。)
 - ロ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑤スワップ取引は、以下の範囲で行います。
 - イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回

避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑧一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ロ）債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

（ハ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格

が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ニ) 為替変動リスク

ファンドは外貨建資産について、原則として株式部分については為替ヘッジは行わず、債券部分については対円での為替ヘッジを行います。

為替ヘッジが行われていない部分については為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

為替ヘッジが行われている部分については為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

(ホ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

(ヘ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ) ファンド固有の留意点

資産配分に関する留意点

当ファンドでは、時間の経過とともにリスク性資産の組入比率を逡減させる一般的なターゲット・デート・ファンドとは異なり、時間の経過とともにポートフォリオの目標リスクを逡減させます。そのため、市場動向によっては一般的なターゲット・デート・ファンドと比べて基準価額が下落する場合があります。

(ロ) 投資信託に関する留意点

- ・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(ハ) 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

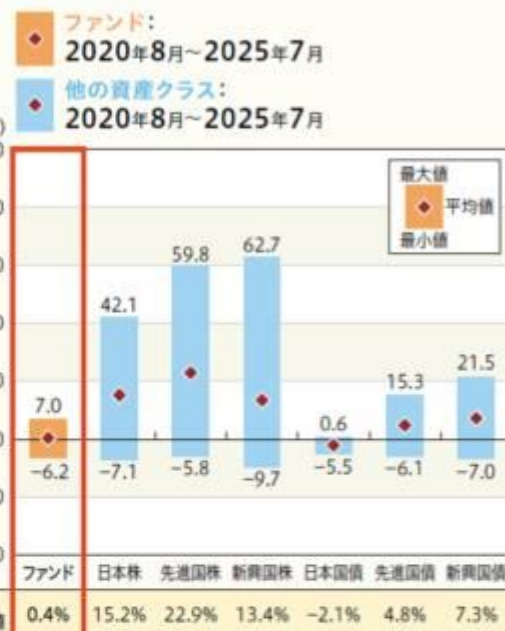
■ひとくふうTDF2030



「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■ひとくふうTDF2035



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

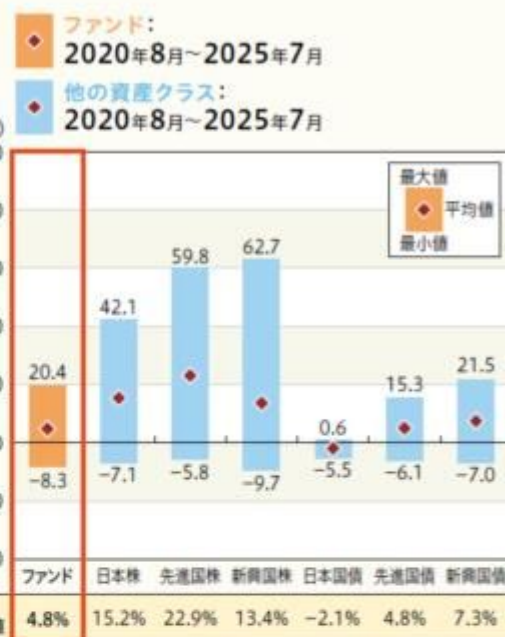
各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ひとくふうTDF2040



「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■ひとくふうTDF2045



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ひとくふうTDF2050



「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■ひとくふうTDF2055



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ひとくふうTDF2060



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ひとくふうTDF2065



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金(解約)手数料】

解約手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

純資産総額に年0.385%（税抜き0.35%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

<信託報酬の配分（税抜き）>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.16%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.16%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
 - ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
 - ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。
- ※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）
- ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

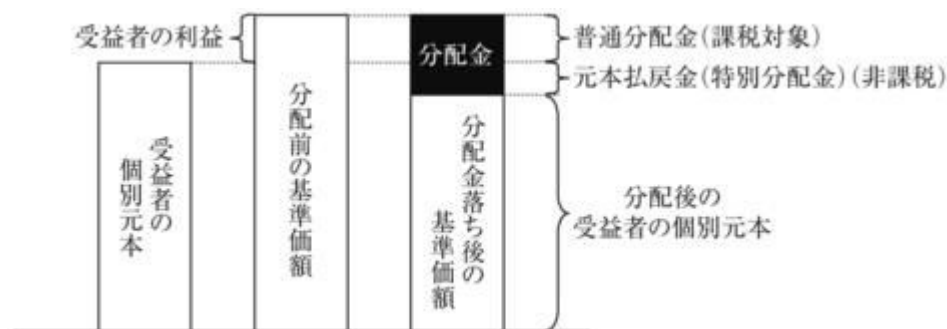
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

※当ファンドは、NISAの対象ではありません。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2025年7月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

（参考情報）総経費率

直近の運用報告書の対象期間（2023年12月21日～2024年12月20日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ひとくふうTDF2030	0.42%	0.39%	0.03%
ひとくふうTDF2035	0.45%	0.39%	0.06%
ひとくふうTDF2040	0.47%	0.39%	0.09%
ひとくふうTDF2045	0.50%	0.39%	0.11%
ひとくふうTDF2050	0.52%	0.39%	0.13%
ひとくふうTDF2055	0.53%	0.39%	0.15%
ひとくふうTDF2060	0.54%	0.39%	0.16%
ひとくふうTDF2065	0.55%	0.39%	0.17%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。）です。

※当ファンドが上場投資信託（ETF）および上場不動産投資信託（REIT）に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>）から検索いただけます。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	739,177,088	99.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,344,952	0.45
合計（純資産総額）		742,522,040	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０３５

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	927,984,018	99.65
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,260,290	0.35
合計（純資産総額）		931,244,308	100.00

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４０

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	639,066,039	99.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,909,955	0.45
合計（純資産総額）		641,975,994	100.00

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４５

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	612,222,990	99.56
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,721,154	0.44
合計（純資産総額）		614,944,144	100.00

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０５０

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	371,491,384	99.73
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	994,493	0.27
合計（純資産総額）		372,485,877	100.00

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０５５

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	347,644,681	99.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,563,057	0.45
合計（純資産総額）		349,207,738	100.00

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	330,391,663	99.71
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	964,969	0.29
合計（純資産総額）		331,356,632	100.00

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	403,405,256	99.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,806,422	0.45
合計（純資産総額）		405,211,678	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	キャリーエンハ ンスト・グロー バル債券マザー ファンド	671,924,004	1.0075	676,931,928	0.9983	670,781,733	90.34
日本	親投資 信託受 益証券	ひとくふう先進 国株式マザー ファンド	10,631,818	3.1122	33,088,597	3.2343	34,386,488	4.63
日本	親投資 信託受 益証券	ひとくふう日本 株式マザーファ ンド	14,997,307	2.2031	33,040,846	2.2658	33,980,898	4.58
日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	27,486	1.0182	27,985	1.0176	27,969	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.55

合 計	99.55
-----	-------

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０３５

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	キャリーエンハ ンスト・グロー バル債券マザー ファンド	706,399,955	1.0029	708,476,641	0.9983	705,199,075	75.73
日本	親投資 信託受 益証券	ひとくふう先進 国株式マザー ファンド	34,820,251	3.0513	106,246,369	3.2343	112,619,137	12.09
日本	親投資 信託受 益証券	ひとくふう日本 株式マザーファ ンド	48,621,152	2.1308	103,602,600	2.2658	110,165,806	11.83

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.65
合 計	99.65

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４０

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	キャリーエンハ ンスト・グロー バル債券マザー ファンド	413,013,536	1.0032	414,325,006	0.9983	412,311,412	64.23
日本	親投資 信託受 益証券	ひとくふう先進 国株式マザー ファンド	35,453,189	3.0470	108,026,075	3.2343	114,666,249	17.86
日本	親投資 信託受 益証券	ひとくふう日本 株式マザーファ ンド	49,469,670	2.1239	105,067,749	2.2658	112,088,378	17.46

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.55

合 計	99.55
-----	-------

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４５

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	キャリーエンハ ンスト・グロー バル債券マザー ファンド	330,897,349	1.0031	331,916,893	0.9983	330,334,823	53.72
日本	親投資 信託受 益証券	ひとくふう先進 国株式マザー ファンド	44,081,350	3.0484	134,379,170	3.2343	142,572,310	23.18
日本	親投資 信託受 益証券	ひとくふう日本 株式マザーファ ンド	61,486,388	2.1185	130,257,019	2.2658	139,315,857	22.66

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.56
合 計	99.56

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０５０

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	キャリーエンハ ンスト・グロー バル債券マザー ファンド	163,391,692	1.0023	163,764,697	0.9983	163,113,926	43.79
日本	親投資 信託受 益証券	ひとくふう先進 国株式マザー ファンド	32,589,729	3.0489	99,362,965	3.2343	105,404,960	28.30
日本	親投資 信託受 益証券	ひとくふう日本 株式マザーファ ンド	45,446,420	2.1184	96,273,745	2.2658	102,972,498	27.64

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.73

合 計	99.73
-----	-------

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０５５

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	キャリーエンハ ンスト・グロー バル債券マザー ファンド	118,727,249	1.0000	118,730,395	0.9983	118,525,412	33.94
日本	親投資 信託受 益証券	ひとくふう先進 国株式マザー ファンド	35,827,835	3.0391	108,882,660	3.2343	115,877,966	33.18
日本	親投資 信託受 益証券	ひとくふう日本 株式マザーファ ンド	49,978,508	2.1198	105,943,621	2.2658	113,241,303	32.43

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.55
合 計	99.55

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０６０

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	ひとくふう先進 国株式マザー ファンド	39,000,021	3.0490	118,912,968	3.2343	126,137,767	38.07
日本	親投資 信託受 益証券	ひとくふう日本 株式マザーファ ンド	54,372,028	2.1187	115,195,672	2.2658	123,196,141	37.18
日本	親投資 信託受 益証券	キャリーエンハ ンスト・グロー バル債券マザー ファンド	81,195,788	0.9976	81,001,590	0.9983	81,057,755	24.46

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.71

合 計	99.71
-----	-------

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	ひとくふう先進 国株式マザー ファンド	52,990,744	3.0383	161,003,351	3.2343	171,387,963	42.30
日本	親投資 信託受 益証券	ひとくふう日本 株式マザーファ ンド	73,882,036	2.1238	156,912,606	2.2658	167,401,917	41.31
日本	親投資 信託受 益証券	キャリーエンハ ンスト・グロー バル債券マザー ファンド	64,725,410	1.0007	64,773,088	0.9983	64,615,376	15.95

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.55
合 計	99.55

②【投資不動産物件】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050

該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055
該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060
該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030
該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035
該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040
該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045
該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050
該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055
該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060
該当事項はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３０

年月日	純資産総額 (円)		１万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2019年12月20日)	2,469,617	2,469,617	10,857	10,857
第2期 (2020年12月21日)	66,720,374	66,720,374	10,348	10,348
第3期 (2021年12月20日)	136,987,998	136,987,998	10,512	10,512
第4期 (2022年12月20日)	281,626,225	281,626,225	9,940	9,940
第5期 (2023年12月20日)	570,298,166	570,298,166	10,403	10,403
第6期 (2024年12月20日)	709,394,525	709,394,525	10,650	10,650
2024年 7月末日	690,687,156	-	10,613	-
8月末日	700,741,716	-	10,669	-
9月末日	703,255,675	-	10,694	-
10月末日	717,781,124	-	10,674	-
11月末日	710,967,839	-	10,663	-
12月末日	708,332,235	-	10,646	-
2025年 1月末日	715,063,695	-	10,573	-
2月末日	693,662,449	-	10,466	-
3月末日	713,236,456	-	10,355	-
4月末日	724,230,963	-	10,539	-
5月末日	733,405,926	-	10,551	-
6月末日	731,815,035	-	10,570	-
7月末日	742,522,040	-	10,543	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５

年月日	純資産総額 (円)		１万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2020年12月21日)	1,021,838	1,021,838	10,218	10,218
第2期 (2021年12月20日)	16,623,112	16,623,112	10,549	10,549
第3期 (2022年12月20日)	109,716,657	109,716,657	10,159	10,159
第4期 (2023年12月20日)	408,982,603	408,982,603	10,981	10,981
第5期 (2024年12月20日)	617,801,399	617,801,399	11,730	11,730
2024年 7月末日	533,341,548	-	11,673	-
8月末日	549,205,776	-	11,669	-
9月末日	557,298,646	-	11,686	-
10月末日	584,112,927	-	11,743	-
11月末日	602,900,963	-	11,747	-
12月末日	597,991,400	-	11,761	-

2025年 1月末日	621,899,531	-	11,702	-
2月末日	617,959,036	-	11,543	-
3月末日	803,783,673	-	11,450	-
4月末日	835,433,019	-	11,613	-
5月末日	853,230,556	-	11,686	-
6月末日	904,130,466	-	11,752	-
7月末日	931,244,308	-	11,776	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４０

年月日	純資産総額 (円)		１万口当たりの 純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2019年12月20日)	1,168,396	1,168,396	10,994	10,994
第2期 (2020年12月21日)	31,014,084	31,014,084	10,263	10,263
第3期 (2021年12月20日)	74,617,501	74,617,501	10,755	10,755
第4期 (2022年12月20日)	157,203,285	157,203,285	10,535	10,535
第5期 (2023年12月20日)	301,356,986	301,356,986	11,715	11,715
第6期 (2024年12月20日)	431,633,722	431,633,722	12,946	12,946
2024年 7月末日	398,819,545	-	12,891	-
8月末日	404,050,512	-	12,821	-
9月末日	403,742,175	-	12,827	-
10月末日	424,784,836	-	12,950	-
11月末日	426,512,084	-	12,966	-
12月末日	433,135,094	-	13,012	-
2025年 1月末日	456,981,253	-	12,969	-
2月末日	451,436,950	-	12,754	-
3月末日	557,261,698	-	12,679	-
4月末日	568,405,494	-	12,822	-
5月末日	590,493,608	-	12,951	-
6月末日	613,956,975	-	13,059	-
7月末日	641,975,994	-	13,132	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４５

年月日	純資産総額 (円)		１万口当たりの 純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2020年12月21日)	1,030,351	1,030,351	10,304	10,304
第2期 (2021年12月20日)	17,511,391	17,511,391	10,955	10,955
第3期 (2022年12月20日)	71,653,470	71,653,470	10,884	10,884
第4期 (2023年12月20日)	276,089,020	276,089,020	12,423	12,423
第5期 (2024年12月20日)	461,240,728	461,240,728	14,151	14,151
2024年 7月末日	399,165,739	-	14,110	-

8月末日	410,272,288	-	13,961	-
9月末日	413,171,204	-	13,952	-
10月末日	443,504,971	-	14,149	-
11月末日	455,979,245	-	14,177	-
12月末日	464,524,770	-	14,258	-
2025年 1月末日	487,416,331	-	14,233	-
2月末日	479,506,694	-	13,956	-
3月末日	542,237,494	-	13,902	-
4月末日	557,746,488	-	14,021	-
5月末日	574,913,905	-	14,213	-
6月末日	588,713,207	-	14,365	-
7月末日	614,944,144	-	14,492	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０５０

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2019年12月20日)	1,125,620	1,125,620	11,124	11,124
第2期 (2020年12月21日)	11,536,150	11,536,150	10,144	10,144
第3期 (2021年12月20日)	36,474,362	36,474,362	10,962	10,962
第4期 (2022年12月20日)	82,281,851	82,281,851	11,055	11,055
第5期 (2023年12月20日)	196,993,714	196,993,714	12,941	12,941
第6期 (2024年12月20日)	308,171,952	308,171,952	15,178	15,178
2024年 7月末日	277,689,244	-	15,152	-
8月末日	281,714,229	-	14,920	-
9月末日	281,574,823	-	14,896	-
10月末日	297,217,106	-	15,166	-
11月末日	305,017,387	-	15,208	-
12月末日	310,952,031	-	15,328	-
2025年 1月末日	322,643,213	-	15,325	-
2月末日	310,839,373	-	14,983	-
3月末日	331,842,933	-	14,956	-
4月末日	332,356,806	-	15,044	-
5月末日	350,461,723	-	15,298	-
6月末日	356,196,349	-	15,497	-
7月末日	372,485,877	-	15,682	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０５５

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2020年12月21日)	1,038,599	1,038,599	10,386	10,386

第2期	(2021年12月20日)	6,604,975	6,604,975	11,368	11,368
第3期	(2022年12月20日)	52,936,113	52,936,113	11,643	11,643
第4期	(2023年12月20日)	145,265,550	145,265,550	13,893	13,893
第5期	(2024年12月20日)	267,110,150	267,110,150	16,815	16,815
2024年 7月末日		230,460,276	-	16,564	-
8月末日		235,057,644	-	16,468	-
9月末日		241,236,867	-	16,427	-
10月末日		259,343,422	-	16,792	-
11月末日		265,190,881	-	16,851	-
12月末日		269,231,267	-	17,019	-
2025年 1月末日		274,910,051	-	17,041	-
2月末日		270,218,562	-	16,617	-
3月末日		297,978,351	-	16,614	-
4月末日		318,322,586	-	16,675	-
5月末日		333,335,812	-	17,014	-
6月末日		328,478,362	-	17,271	-
7月末日		349,207,738	-	17,531	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2019年12月20日)	1,144,577	1,144,577	11,228	11,228
第2期 (2020年12月21日)	9,625,136	9,625,136	10,185	10,185
第3期 (2021年12月20日)	32,937,064	32,937,064	11,281	11,281
第4期 (2022年12月20日)	68,456,543	68,456,543	11,699	11,699
第5期 (2023年12月20日)	151,861,244	151,861,244	14,119	14,119
第6期 (2024年12月20日)	267,403,569	267,403,569	17,172	17,172
2024年 7月末日		233,443,006	-	16,825
8月末日		236,104,389	-	16,729
9月末日		244,590,483	-	16,700
10月末日		265,162,914	-	17,140
11月末日		271,267,583	-	17,212
12月末日		270,937,901	-	17,419
2025年 1月末日		280,885,315	-	17,470
2月末日		273,976,398	-	16,989
3月末日		288,870,106	-	17,025
4月末日		286,162,899	-	17,036
5月末日		306,378,035	-	17,437
6月末日		317,987,319	-	17,741
7月末日		331,356,632	-	18,061

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2020年12月21日)	1,042,492	1,042,492	10,425	10,425
第2期 (2021年12月20日)	5,927,630	5,927,630	11,523	11,523
第3期 (2022年12月20日)	42,929,821	42,929,821	11,980	11,980
第4期 (2023年12月20日)	106,170,397	106,170,397	14,529	14,529
第5期 (2024年12月20日)	255,213,851	255,213,851	17,752	17,752
2024年 7月末日	221,608,541	-	17,323	-
8月末日	226,784,063	-	17,218	-
9月末日	230,319,014	-	17,205	-
10月末日	245,137,069	-	17,710	-
11月末日	251,995,440	-	17,797	-
12月末日	259,610,589	-	18,038	-
2025年 1月末日	283,027,202	-	18,112	-
2月末日	278,506,395	-	17,587	-
3月末日	327,079,819	-	17,616	-
4月末日	336,845,025	-	17,600	-
5月末日	353,312,177	-	18,062	-
6月末日	387,159,183	-	18,407	-
7月末日	405,211,678	-	18,787	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030

	計算期間	1万口当たり分配金 (円)
第1期	2019年 1月15日～2019年12月20日	0
第2期	2019年12月21日～2020年12月21日	0
第3期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第4期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第5期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第6期	2023年12月21日～2024年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035

	計算期間	1万口当たり分配金 (円)
第1期	2020年 9月23日～2020年12月21日	0
第2期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第3期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第4期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第5期	2023年12月21日～2024年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2019年 1月15日～2019年12月20日	0
第2期	2019年12月21日～2020年12月21日	0
第3期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第4期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第5期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第6期	2023年12月21日～2024年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2020年 9月23日～2020年12月21日	0
第2期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第3期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第4期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第5期	2023年12月21日～2024年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2019年 1月15日～2019年12月20日	0
第2期	2019年12月21日～2020年12月21日	0
第3期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第4期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第5期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第6期	2023年12月21日～2024年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2020年 9月23日～2020年12月21日	0
第2期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第3期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第4期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第5期	2023年12月21日～2024年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2019年 1月15日～2019年12月20日	0
第2期	2019年12月21日～2020年12月21日	0
第3期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第4期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第5期	2022年12月21日～2023年12月20日	0

第6期	2023年12月21日～2024年12月20日	0
-----	-------------------------	---

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2020年 9月23日～2020年12月21日	0
第2期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第3期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第4期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第5期	2023年12月21日～2024年12月20日	0

③【収益率の推移】

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030

	収益率（％）
第1期	8.6
第2期	△4.7
第3期	1.6
第4期	△5.4
第5期	4.7
第6期	2.4
第7期（中間期）	△0.8

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2035

	収益率（％）
第1期	2.2
第2期	3.2
第3期	△3.7
第4期	8.1
第5期	6.8
第6期（中間期）	△0.1

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040

	収益率（％）
第1期	9.9
第2期	△6.6
第3期	4.8
第4期	△2.0
第5期	11.2

第6期	10.5
第7期（中間期）	0.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045

	収益率（%）
第1期	3.0
第2期	6.3
第3期	△0.6
第4期	14.1
第5期	13.9
第6期（中間期）	0.8

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050

	収益率（%）
第1期	11.2
第2期	△8.8
第3期	8.1
第4期	0.8
第5期	17.1
第6期	17.3
第7期（中間期）	1.2

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055

	収益率（%）
第1期	3.9
第2期	9.5
第3期	2.4
第4期	19.3
第5期	21.0
第6期（中間期）	1.7

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060

	収益率（%）
第1期	12.3

第2期	△9.3
第3期	10.8
第4期	3.7
第5期	20.7
第6期	21.6
第7期（中間期）	2.1

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０６５

	収益率（％）
第1期	4.3
第2期	10.5
第3期	4.0
第4期	21.3
第5期	22.2
第6期（中間期）	2.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０３０

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2,274,656	0
第2期	64,773,974	2,573,934
第3期	90,656,668	24,813,113
第4期	167,345,632	14,333,803
第5期	361,578,576	96,704,824
第6期	225,022,544	107,127,890
第7期（中間期）	97,186,410	68,202,571

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０３５

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,000,000	0
第2期	14,759,879	2,508
第3期	95,246,116	3,004,684
第4期	283,632,767	19,170,439
第5期	181,482,299	27,270,331
第6期（中間期）	285,399,715	46,629,178

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,062,729	0
第2期	29,789,135	633,798
第3期	45,696,940	6,537,226
第4期	93,578,604	13,742,761
第5期	131,000,091	22,965,744
第6期	108,834,260	32,660,623
第7期（中間期）	152,567,977	15,823,337

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,000,000	0
第2期	15,184,120	199,807
第3期	53,375,620	3,528,109
第4期	169,494,026	13,083,605
第5期	136,380,362	32,690,965
第6期（中間期）	94,559,447	12,384,100

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,011,896	0
第2期	10,706,462	346,300
第3期	24,083,327	2,182,327
第4期	45,655,903	4,502,476
第5期	90,361,779	12,563,188
第6期	67,561,826	16,753,784
第7期（中間期）	36,606,993	11,206,743

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,000,000	0
第2期	5,140,750	330,383
第3期	42,900,865	3,246,795
第4期	72,894,793	13,799,355
第5期	66,679,013	12,384,639
第6期（中間期）	52,623,051	21,629,298

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,019,429	0
第2期	8,733,897	302,641
第3期	21,301,677	1,555,080
第4期	39,893,970	10,575,345
第5期	69,169,364	20,126,886
第6期	74,707,261	26,543,824
第7期（中間期）	37,239,551	13,951,414

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,000,000	0
第2期	5,578,586	1,434,405
第3期	38,254,999	7,565,391
第4期	47,025,163	9,782,186
第5期	105,131,453	34,441,096
第6期（中間期）	83,409,799	22,232,065

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

ひとくふう日本株式マザーファンド

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	880,361,240	97.33
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	24,160,467	2.67
合計（純資産総額）		904,521,707	100.00

ひとくふう先進国株式マザーファンド

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	615,749,496	66.55
	カナダ	56,326,882	6.09
	ドイツ	27,960,855	3.02
	フランス	24,706,377	2.67
	イギリス	24,397,706	2.64
	オーストラリア	22,546,306	2.44
	オランダ	18,711,134	2.02
	イタリア	18,642,409	2.01

	スペイン	12,320,898	1.33
	スイス	9,839,391	1.06
	バミューダ	6,727,160	0.73
	ノルウェー	6,488,210	0.70
	ケイマン諸島	5,665,107	0.61
	フィンランド	5,429,185	0.59
	ベルギー	5,419,041	0.59
	シンガポール	3,840,086	0.42
	アイルランド	2,871,461	0.31
	小計	867,641,704	93.77
新株予約権証券	カナダ	-	0.00
投資証券	アメリカ	27,603,452	2.98
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	30,042,694	3.25
合計（純資産総額）		925,287,850	100.00

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	日本	22,340,416,000	54.89
	フランス	11,189,507,040	27.49
	イタリア	5,817,722,285	14.29
	小計	39,347,645,325	96.68
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,352,775,613	3.32
合計（純資産総額）		40,700,420,938	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	売建	-	17,228,125,500	△42.33

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	日本	2,898,275,400	57.34
特殊債券	日本	399,926,600	7.91
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,756,568,061	34.75
合計（純資産総額）		5,054,770,061	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

ひとくふう日本株式マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
----------	----	-----	----	----	-------------	-------------	------------------	------------	-----------------

日本	株式	東宝	情報・通信業	1,700	7,477.41	12,711,589	9,537.00	16,212,900	1.79
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	3,200	4,112.15	13,158,866	4,482.00	14,342,400	1.59
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	8,900	1,433.70	12,759,932	1,578.50	14,048,650	1.55
日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	4,000	3,069.09	12,276,362	3,511.00	14,044,000	1.55
日本	株式	任天堂	その他製品	1,100	11,579.68	12,737,643	12,690.00	13,959,000	1.54
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	500	24,256.57	12,128,287	27,330.00	13,665,000	1.51
日本	株式	マツキヨココカラ&カンパニー	小売業	4,400	2,880.29	12,673,270	3,103.00	13,653,200	1.51
日本	株式	花王	化学	2,000	6,560.91	13,121,816	6,810.00	13,620,000	1.51
日本	株式	L I N E ヤフー	情報・通信業	24,400	519.34	12,671,927	555.00	13,542,000	1.50
日本	株式	塩野義製薬	医薬品	5,300	2,397.05	12,704,349	2,546.00	13,493,800	1.49
日本	株式	中部電力	電気・ガス業	7,200	1,662.10	11,967,123	1,845.50	13,287,600	1.47
日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	2,600	4,743.66	12,333,528	5,049.00	13,127,400	1.45
日本	株式	西武ホールディングス	陸運業	3,100	3,739.48	11,592,389	4,232.00	13,119,200	1.45
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3,400	3,750.61	12,752,065	3,855.00	13,107,000	1.45
日本	株式	大和ハウス工業	建設業	2,600	4,972.12	12,927,519	5,004.00	13,010,400	1.44
日本	株式	オービック	情報・通信業	2,400	4,891.01	11,738,413	5,420.00	13,008,000	1.44
日本	株式	セコム	サービス業	2,400	5,229.57	12,550,964	5,416.00	12,998,400	1.44
日本	株式	三菱商事	卸売業	4,300	2,753.46	11,839,891	2,988.00	12,848,400	1.42
日本	株式	サントリー食品インターナショナル	食料品	2,800	4,698.81	13,156,664	4,568.00	12,790,400	1.41
日本	株式	日本郵船	海運業	2,400	5,184.33	12,442,399	5,301.00	12,722,400	1.41
日本	株式	商船三井	海運業	2,500	5,265.79	13,164,467	5,085.00	12,712,500	1.41
日本	株式	K D D I	情報・通信業	5,100	2,451.47	12,502,512	2,485.50	12,676,050	1.40
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	3,000	4,377.44	13,132,306	4,200.00	12,600,000	1.39
日本	株式	キリンホールディングス	食料品	6,300	2,050.13	12,915,836	1,999.00	12,593,700	1.39
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	57,500	218.57	12,567,968	218.60	12,569,500	1.39
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	2,900	3,963.23	11,493,366	4,318.00	12,522,200	1.38
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	4,000	3,134.03	12,536,117	3,115.00	12,460,000	1.38
日本	株式	大東建託	不動産業	800	15,547.53	12,438,025	15,520.00	12,416,000	1.37

日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	6,400	1,894.31	12,123,565	1,919.00	12,281,600	1.36
日本	株式	第一三共	医薬品	3,300	3,492.29	11,524,560	3,720.00	12,276,000	1.36

ロ 種類別・業種別投資比率

2025年7月31日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式（国内）	水産・農林業	0.40
	建設業	6.19
	食料品	12.98
	パルプ・紙	1.36
	化学	5.49
	医薬品	7.84
	鉄鋼	0.17
	機械	0.41
	電気機器	4.81
	その他製品	1.69
	電気・ガス業	4.25
	陸運業	6.87
	海運業	3.22
	倉庫・運輸関連業	0.57
	情報・通信業	11.66
	卸売業	3.42
	小売業	15.97
	銀行業	4.39
	その他金融業	0.39
	不動産業	1.37
	サービス業	3.89
合 計		97.33

ひとくふう先進国株式マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	731	33,025.01	24,141,285	45,208.40	33,047,341	3.57
アメリカ	株式	INTL BUSINESS MACHINES CORP	ソフトウェア・サービス	636	39,087.54	24,859,673	38,880.24	24,727,833	2.67
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	235	101,087.59	23,755,582	103,857.42	24,406,494	2.64
アメリカ	株式	QUALCOMM INC	半導体・半導体製造装置	1,004	23,114.99	23,207,452	23,761.97	23,857,021	2.58

アメリカ	投資証券	VANGUARD S&P 500 ETF	-	253	81,665.32	20,661,327	87,125.74	22,042,812	2.38
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	304	75,175.50	22,853,350	71,109.64	21,617,330	2.34
アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS INC	消費者サービス	24	779,557.48	18,709,379	838,512.62	20,124,302	2.17
アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	4,596	4,125.22	18,959,497	4,108.23	18,881,402	2.04
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	131	153,865.55	20,156,387	138,560.72	18,151,454	1.96
アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	953	15,341.44	14,620,391	17,144.00	16,338,228	1.77
フランス	株式	TOTALENERGIES SE	エネルギー	1,800	9,522.95	17,141,312	8,928.52	16,071,331	1.74
アメリカ	株式	PROGRESSIVE CORP	保険	433	41,416.22	17,933,223	36,109.06	15,635,221	1.69
アメリカ	株式	ALTRIA GROUP INC	食品・飲料・タバコ	1,538	8,570.67	13,181,688	9,187.49	14,130,351	1.53
ドイツ	株式	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	電気通信サービス	2,596	5,710.83	14,825,326	5,434.97	14,109,188	1.52
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,141	13,189.42	15,049,124	12,212.63	13,934,613	1.51
イタリア	株式	UNICREDIT SPA	銀行	1,216	9,074.54	11,034,636	10,955.32	13,321,669	1.44
アメリカ	株式	CADENCE DESIGN SYS INC	ソフトウェア・サービス	212	40,145.53	8,510,852	55,428.17	11,750,772	1.27
アメリカ	株式	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	一般消費財・サービス流通・小売り	767	13,681.49	10,493,704	14,846.38	11,387,172	1.23
アメリカ	株式	GENERAL MOTORS CO	自動車・自動車部品	1,455	7,330.71	10,666,183	7,784.71	11,326,757	1.22
アメリカ	株式	MCKESSON CORP	ヘルスケア機器・サービス	99	99,842.44	9,884,401	106,801.90	10,573,387	1.14
カナダ	株式	CONSTELLATION SOFTWARE INC	ソフトウェア・サービス	20	533,758.23	10,675,164	525,064.66	10,501,293	1.13
アメリカ	株式	FASTENAL CO	資本財	1,375	5,869.64	8,070,752	6,933.19	9,533,136	1.03

アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	316	25,512.63	8,061,989	29,359.62	9,277,638	1.00
アメリカ	株式	STATE STREET CORP	金融サービス	521	14,248.53	7,423,481	16,897.50	8,803,599	0.95
アメリカ	株式	COLGATE-PALMOLIVE CO	家庭用品・パーソナル用品	665	13,665.55	9,087,592	12,817.66	8,523,745	0.92
アメリカ	株式	EMCOR GROUP INC	資本財	89	65,923.52	5,867,193	95,509.51	8,500,346	0.92
アメリカ	株式	ELECTRONIC ARTS INC	メディア・娯楽	362	20,515.16	7,426,486	23,343.68	8,450,412	0.91
アメリカ	株式	JABIL INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	248	25,251.72	6,262,427	33,824.88	8,388,571	0.91
アメリカ	株式	VISTRA CORP	公益事業	271	22,304.96	6,044,645	30,931.20	8,382,355	0.91
アメリカ	株式	PACCAR INC	資本財	556	15,359.31	8,539,777	14,789.61	8,223,023	0.89

ロ 種類別・業種別投資比率

2025年7月31日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式（外国）	エネルギー	4.74
	素材	2.79
	資本財	7.00
	商業・専門サービス	1.74
	自動車・自動車部品	1.62
	耐久消費財・アパレル	2.36
	消費者サービス	2.85
	一般消費財・サービス流通・小売り	5.09
	生活必需品流通・小売り	4.17
	食品・飲料・タバコ	3.00
	家庭用品・パーソナル用品	0.92
	ヘルスケア機器・サービス	3.73
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.08
	銀行	3.19
	金融サービス	6.26
	保険	5.47
	ソフトウェア・サービス	9.48
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.92
	半導体・半導体製造装置	6.15
	電気通信サービス	3.57
	公益事業	3.49
	メディア・娯楽	5.16
新株予約権証券	—	0.00
投資証券	—	2.98
合 計		96.75

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／ 地域	種 類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	64,000,000	17,626.71	11,281,097,340	17,483.60	11,189,507,040	3.500	2033/11/25	27.49
日本	国債証券	3 7 8 1 0年国債	6,700,000,000	99.51	6,667,238,000	98.87	6,624,089,000	1.400	2035/03/20	16.28
日本	国債証券	3 7 6 1 0年国債	5,850,000,000	95.85	5,607,238,000	95.10	5,563,467,000	0.900	2034/09/20	13.67
日本	国債証券	4 6 3 2 年国債	4,500,000,000	99.75	4,488,597,000	99.74	4,488,345,000	0.400	2026/08/01	11.03
日本	国債証券	1 5 9 5 年国債	3,800,000,000	97.86	3,718,680,000	97.81	3,716,590,000	0.100	2028/06/20	9.13
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	19,400,000	15,365.11	2,980,831,243	15,358.96	2,979,638,725	0.900	2031/04/01	7.32
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	16,000,000	17,655.72	2,824,915,320	17,738.02	2,838,083,560	3.850	2034/07/01	6.97
日本	国債証券	1 7 1 2 0年国債	2,500,000,000	77.64	1,940,986,000	77.92	1,947,925,000	0.300	2039/12/20	4.79

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	96.68
合 計	96.68

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単 価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債 証券	1 2 5 1 国 庫短期証券	1,000,000,000	99.97	999,738,000	99.98	999,781,000	0.000	2025/08/20	19.78
日本	国債 証券	1 2 5 7 国 庫短期証券	500,000,000	99.94	499,685,500	99.94	499,693,500	0.000	2025/09/22	9.89
日本	国債 証券	1 3 1 5 国 庫短期証券	500,000,000	99.93	499,662,000	99.93	499,652,500	0.000	2025/09/29	9.88
日本	国債 証券	1 3 2 1 国 庫短期証券	500,000,000	99.89	499,458,000	99.90	499,482,000	0.000	2025/10/27	9.88
日本	国債 証券	1 2 9 8 国 庫短期証券	400,000,000	99.92	399,667,600	99.92	399,666,400	0.000	2025/10/10	7.91
日本	特殊 債券	3 0 政保 政策投資C	200,000,000	99.99	199,980,400	99.99	199,982,800	0.425	2025/09/11	3.96
日本	特殊 債券	2 5 8 政 保道路機構	200,000,000	99.96	199,916,200	99.97	199,943,800	0.386	2025/10/31	3.96

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	57.34
特殊債券	7.91
合 計	65.25

②投資不動産物件

ひとくふう日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

ひとくふう先進国株式マザーファンド

該当事項はありません。

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

該当事項はありません。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

ひとくふう日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

ひとくふう先進国株式マザーファンド

該当事項はありません。

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

2025年7月31日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	ユーロ	売建	101,000,000.00	17,430,487,080	17,228,125,500	△42.33

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

《参考情報》

基準日:2025年7月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

■ひとくふうTDF2030



決算期	分配金
2024年12月	0円
2023年12月	0円
2022年12月	0円
2021年12月	0円
2020年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

■ひとくふうTDF2035



決算期	分配金
2024年12月	0円
2023年12月	0円
2022年12月	0円
2021年12月	0円
2020年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■ひとくふうTDF2040

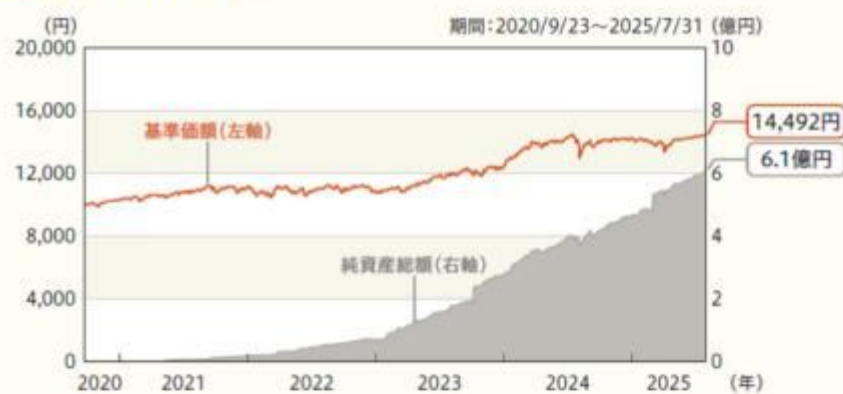


決算期	分配金
2024年12月	0円
2023年12月	0円
2022年12月	0円
2021年12月	0円
2020年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

■ひとくふうTDF2045



決算期	分配金
2024年12月	0円
2023年12月	0円
2022年12月	0円
2021年12月	0円
2020年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■ひとくふうTDF2050



決算期	分配金
2024年12月	0円
2023年12月	0円
2022年12月	0円
2021年12月	0円
2020年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

■ひとくふうTDF2055



決算期	分配金
2024年12月	0円
2023年12月	0円
2022年12月	0円
2021年12月	0円
2020年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

■ひとくふうTDF2060



決算期	分配金
2024年12月	0円
2023年12月	0円
2022年12月	0円
2021年12月	0円
2020年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

■ひとくふうTDF2065



決算期	分配金
2024年12月	0円
2023年12月	0円
2022年12月	0円
2021年12月	0円
2020年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

■ひとくふうTDF2030

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.45
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	90.34
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	4.63
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	4.58
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

■ひとくふうTDF2035

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.65
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.35
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	75.73
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	12.09
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	11.83

■ひとくふうTDF2040

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.45
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	64.23
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	17.86
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	17.46

■ひとくふうTDF2045

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.56
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.44
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	53.72
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	23.18
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	22.66

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■ひとくふうTDF2050

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.73
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.27
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	43.79
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	28.30
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	27.64

■ひとくふうTDF2055

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.45
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	33.94
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	33.18
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	32.43

■ひとくふうTDF2060

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.71
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.29
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	38.07
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	37.18
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	24.46

■ひとくふうTDF2065

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.45
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう先進国株式マザーファンド	42.30
日本	親投資信託受益証券	ひとくふう日本株式マザーファンド	41.31
日本	親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	15.95

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■ひとくふう日本株式マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	97.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.67
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	東宝	情報・通信業	1.79
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.59
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	1.55
日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	1.55
日本	株式	任天堂	その他製品	1.54
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1.51
日本	株式	マツキヨココカラ&カンパニー	小売業	1.51
日本	株式	花王	化学	1.51
日本	株式	LINEヤフー	情報・通信業	1.50
日本	株式	塩野義製薬	医薬品	1.49

■ひとくふう先進国株式マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	66.55
	カナダ	6.09
	ドイツ	3.02
	フランス	2.67
	イギリス	2.64
	オーストラリア	2.44
	その他	10.37
投資証券	アメリカ	2.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.25
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	BROADCOM INC.	半導体・半導体製造装置	3.57
アメリカ	株式	INTL BUSINESS MACHINES CORP.	ソフトウェア・サービス	2.67
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	2.64
アメリカ	株式	QUALCOMM INC.	半導体・半導体製造装置	2.58
アメリカ	投資証券	VANGUARD S&P 500 ETF	ー	2.38
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	2.34
アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS INC.	消費者サービス	2.17
アメリカ	株式	AT&T INC.	電気通信サービス	2.04
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP.	生活必需品流通・小売り	1.96
アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.77

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

■キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	54.89
	フランス	27.49
	イタリア	14.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.32
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	3.500	2033/11/25	27.49
日本	国債証券	378 10年国債	1.400	2035/03/20	16.28
日本	国債証券	376 10年国債	0.900	2034/09/20	13.67
日本	国債証券	463 2年国債	0.400	2026/08/01	11.03
日本	国債証券	159 5年国債	0.100	2028/06/20	9.13
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	0.900	2031/04/01	7.32
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	3.850	2034/07/01	6.97
日本	国債証券	171 20年国債	0.300	2039/12/20	4.79

■キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	57.34
特殊債券	日本	7.91
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		34.75
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

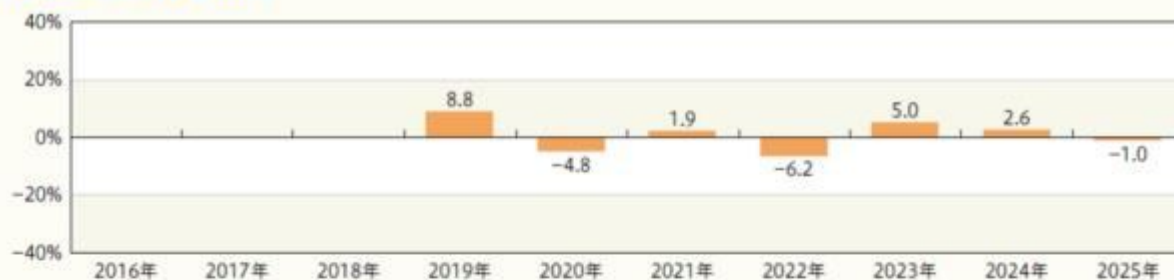
国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	1251国庫短期証券	0.000	2025/08/20	19.78
日本	国債証券	1257国庫短期証券	0.000	2025/09/22	9.89
日本	国債証券	1315国庫短期証券	0.000	2025/09/29	9.88
日本	国債証券	1321国庫短期証券	0.000	2025/10/27	9.88
日本	国債証券	1298国庫短期証券	0.000	2025/10/10	7.91
日本	特殊債券	30 政保政策投資C	0.425	2025/09/11	3.96
日本	特殊債券	258 政保道路機構	0.386	2025/10/31	3.96

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

■ひとくふうTDF2030



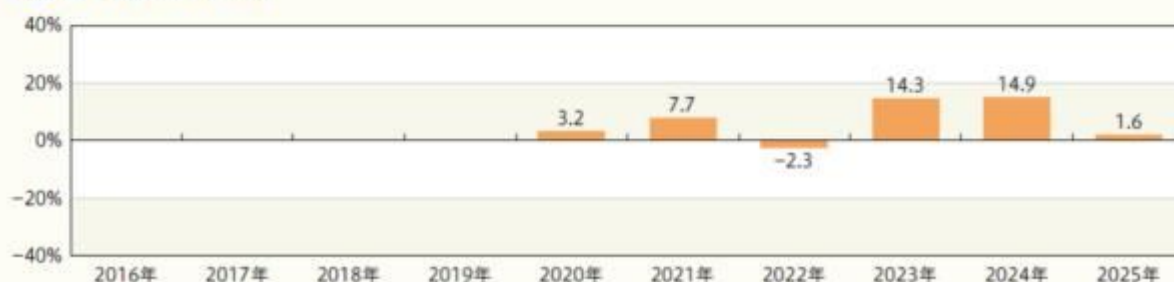
■ひとくふうTDF2035



■ひとくふうTDF2040



■ひとくふうTDF2045



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

■ひとくふうTDF2050



■ひとくふうTDF2055



■ひとくふうTDF2060



■ひとくふうTDF2065



※収益率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

- (ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(ニ) 申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・英国証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日

- (ホ) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、以下のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・英国証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては

対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象の評価方法>

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「ひとくふうTDF2030」は「くふうT2030」、「ひとくふうTDF2035」は「くふうT2035」、「ひとくふうTDF2040」は「くふうT2040」、「ひとくふうTDF2045」は「くふうT2045」、「ひとくふうTDF2050」は「くふうT2050」、「ひとくふうTDF2055」は「くふうT2055」、「ひとくふうTDF2060」は「くふうT2060」、「ひとくふうTDF2065」は「くふうT2065」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

[ひとくふうTDF2030／ひとくふうTDF2040／ひとくふうTDF2050／ひとくふうTDF2060]

2019年1月15日から下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

[ひとくふうTDF2035／ひとくふうTDF2045／ひとくふうTDF2055／ひとくふうTDF2065]

2020年9月23日から下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

毎年12月21日から翌年12月20日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に

従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 - b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払われます。）に支払われます。
- ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払われます。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- (ハ) 上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- (ホ) 上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用報告書（運用状況に係る情報）

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の

指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から１０年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期（2023年12月21日から2024年12月20日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期（2023年12月21日から2024年12月20日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第5期 (2023年12月20日現在)	第6期 (2024年12月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	48,212	23,199
コール・ローン	2,773,052	3,531,600
親投資信託受益証券	568,578,686	707,238,913
流動資産合計	571,399,950	710,793,712
資産合計	571,399,950	710,793,712
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	18,244
未払受託者報酬	90,692	115,563
未払委託者報酬	967,735	1,232,982
その他未払費用	43,357	32,398
流動負債合計	1,101,784	1,399,187
負債合計	1,101,784	1,399,187
純資産の部		
元本等		
元本	548,203,832	666,098,486
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	22,094,334	43,296,039
（分配準備積立金）	13,946,160	23,722,627
元本等合計	570,298,166	709,394,525
純資産合計	570,298,166	709,394,525
負債純資産合計	571,399,950	710,793,712

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期 自 2022年12月21日 至 2023年12月20日	第6期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
営業収益		
受取利息	29	4,023
有価証券売買等損益	25,962,460	16,452,422
営業収益合計	25,962,489	16,456,445
営業費用		
支払利息	911	59
受託者報酬	163,172	217,164
委託者報酬	1,741,411	2,317,283
その他費用	43,369	32,398
営業費用合計	1,948,863	2,566,904
営業利益又は営業損失（△）	24,013,626	13,889,541
経常利益又は経常損失（△）	24,013,626	13,889,541
当期純利益又は当期純損失（△）	24,013,626	13,889,541
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,276,920	1,959,465
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,703,855	22,094,334
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,061,483	14,066,634
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	251,812	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,809,671	14,066,634
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	4,795,005
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	4,795,005
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	22,094,334	43,296,039

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第6期
	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第5期	第6期
	(2023年12月20日現在)	(2024年12月20日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	548,203,832口	666,098,486口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0403円 (1万口当たりの純資産額10,403円)	1口当たり純資産額 1.0650円 (1万口当たりの純資産額10,650円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第5期	第6期
	自 2022年12月21日 至 2023年12月20日	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,896,670円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（4,820,563円）、収益調整金（44,434,382円）、および分配準備積立金（4,228,927円）より、分配対象収益は58,380,542円（1万口当たり1,064.94円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,196,359円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（6,733,717円）、収益調整金（59,314,745円）、および分配準備積立金（11,792,551円）より、分配対象収益は83,037,372円（1万口当たり1,246.62円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第6期
	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
-------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第6期 (2024年12月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第5期（自 2022年12月21日 至 2023年12月20日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	17,510,128円
合計	17,510,128円

第6期（自 2023年12月21日 至 2024年12月20日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△285,666円
合計	△285,666円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第6期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第5期 (2023年12月20日現在)	第6期 (2024年12月20日現在)
期首元本額	283,330,080円	548,203,832円
期中追加設定元本額	361,578,576円	225,022,544円
期中一部解約元本額	96,704,824円	107,127,890円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	キャリアエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	599,359,808	606,851,805	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	23,910,217	49,702,168	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	16,726,047	50,684,940	
	親投資信託受益証券 小計		707,238,913	
合 計			707,238,913	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０３５】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (2023年12月20日現在)	第5期 (2024年12月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	34,900	23,042
コール・ローン	2,007,360	3,507,772
親投資信託受益証券	407,584,257	615,803,556
流動資産合計	409,626,517	619,334,370
資産合計	409,626,517	619,334,370
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	433,211
未払受託者報酬	53,730	92,082
未払委託者報酬	573,621	982,642
その他未払費用	16,563	25,036
流動負債合計	643,914	1,532,971
負債合計	643,914	1,532,971
純資産の部		
元本等		
元本	372,461,131	526,673,099
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	36,521,472	91,128,300
（分配準備積立金）	18,016,871	45,079,393
元本等合計	408,982,603	617,801,399
純資産合計	408,982,603	617,801,399
負債純資産合計	409,626,517	619,334,370

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自 2022年12月21日 至 2023年12月20日	第5期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
営業収益		
受取利息	16	3,057
有価証券売買等損益	21,774,731	31,715,034
営業収益合計	21,774,747	31,718,091
営業費用		
支払利息	481	33
受託者報酬	83,668	168,036
委託者報酬	893,444	1,793,157
その他費用	16,574	25,036
営業費用合計	994,167	1,986,262
営業利益又は営業損失（△）	20,780,580	29,731,829
経常利益又は経常損失（△）	20,780,580	29,731,829
当期純利益又は当期純損失（△）	20,780,580	29,731,829
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	655,655	1,623,375
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,717,854	36,521,472
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,204,789	29,500,720
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,204,789	29,500,720
剰余金減少額又は欠損金増加額	526,096	3,002,346
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	526,096	3,002,346
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	36,521,472	91,128,300

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第5期
	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第4期	第5期
	(2023年12月20日現在)	(2024年12月20日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	372,461,131口	526,673,099口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0981円 (1万口当たりの純資産額10,981円)	1口当たり純資産額 1.1730円 (1万口当たりの純資産額11,730円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第4期	第5期
	自 2022年12月21日 至 2023年12月20日	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,242,808円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(14,101,797円)、収益調整金(18,504,601円)、および分配準備積立金(672,266円)より、分配対象収益は36,521,472円(1万口当たり980.54円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,917,972円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(22,190,482円)、収益調整金(46,048,907円)、および分配準備積立金(16,970,939円)より、分配対象収益は91,128,300円(1万口当たり1,730.26円)ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第5期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第5期 (2024年12月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第4期（自 2022年12月21日 至 2023年12月20日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	19,044,683円
合計	19,044,683円

第5期（自 2023年12月21日 至 2024年12月20日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	16,656,784円
合計	16,656,784円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第5期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第4期 (2023年12月20日現在)	第5期 (2024年12月20日現在)
期首元本額	107,998,803円	372,461,131円
期中追加設定元本額	283,632,767円	181,482,299円
期中一部解約元本額	19,170,439円	27,270,331円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	431,866,271	437,264,599	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	42,523,885	88,394,399	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	29,747,734	90,144,558	
	親投資信託受益証券 小計		615,803,556	
合 計			615,803,556	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４０】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 (2023年12月20日現在)	第6期 (2024年12月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	30,111	14,157
コール・ローン	1,731,911	2,155,098
親投資信託受益証券	300,386,903	430,291,877
流動資産合計	302,148,925	432,461,132
資産合計	302,148,925	432,461,132
負債の部		
流動負債		
未払解約金	255,020	26,694
未払受託者報酬	44,257	67,019
未払委託者報酬	472,508	715,317
その他未払費用	20,154	18,380
流動負債合計	791,939	827,410
負債合計	791,939	827,410
純資産の部		
元本等		
元本	257,247,970	333,421,607
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	44,109,016	98,212,115
（分配準備積立金）	24,126,982	51,876,088
元本等合計	301,356,986	431,633,722
純資産合計	301,356,986	431,633,722
負債純資産合計	302,148,925	432,461,132

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期 自 2022年12月21日 至 2023年12月20日	第6期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
営業収益		
受取利息	13	2,185
有価証券売買等損益	26,329,689	34,775,917
営業収益合計	26,329,702	34,778,102
営業費用		
支払利息	364	13
受託者報酬	76,207	123,770
委託者報酬	813,640	1,321,180
その他費用	20,154	18,380
営業費用合計	910,365	1,463,343
営業利益又は営業損失（△）	25,419,337	33,314,759
経常利益又は経常損失（△）	25,419,337	33,314,759
当期純利益又は当期純損失（△）	25,419,337	33,314,759
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	752,880	3,053,698
期首剰余金又は期首欠損金（△）	7,989,662	44,109,016
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,804,872	29,976,930
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,804,872	29,976,930
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,351,975	6,134,892
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,351,975	6,134,892
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	44,109,016	98,212,115

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第6期
	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第5期	第6期
	(2023年12月20日現在)	(2024年12月20日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	257,247,970口	333,421,607口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1715円 (1万口当たりの純資産額11,715円)	1口当たり純資産額 1.2946円 (1万口当たりの純資産額12,946円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第5期	第6期
	自 2022年12月21日 至 2023年12月20日	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,506,196円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(17,144,731円)、収益調整金(37,964,198円)、および分配準備積立金(3,476,055円)より、分配対象収益は62,091,180円(1万口当たり2,413.67円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,246,054円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(25,015,007円)、収益調整金(59,005,940円)、および分配準備積立金(21,615,027円)より、分配対象収益は110,882,028円(1万口当たり3,325.58円)ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第6期
	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第6期 (2024年12月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第5期（自 2022年12月21日 至 2023年12月20日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	22,836,360円
合計	22,836,360円

第6期（自 2023年12月21日 至 2024年12月20日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	19,397,590円
合計	19,397,590円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第6期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第5期 (2023年12月20日現在)	第6期 (2024年12月20日現在)
期首元本額	149,213,623円	257,247,970円
期中追加設定元本額	131,000,091円	108,834,260円
期中一部解約元本額	22,965,744円	32,660,623円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	248,207,488	251,310,081	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	42,627,834	88,610,478	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	29,822,565	90,371,318	
	親投資信託受益証券 小計		430,291,877	
合 計			430,291,877	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 (2023年12月20日現在)	第5期 (2024年12月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	23,128	15,151
コール・ローン	1,330,295	2,306,545
親投資信託受益証券	275,148,367	459,747,454
未収入金	-	1,247,698
流動資産合計	276,501,790	463,316,848
資産合計	276,501,790	463,316,848
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	1,253,966
未払受託者報酬	34,459	68,842
未払委託者報酬	368,082	734,894
その他未払費用	10,229	18,418
流動負債合計	412,770	2,076,120
負債合計	412,770	2,076,120
純資産の部		
元本等		
元本	222,242,245	325,931,642
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	53,846,775	135,309,086
（分配準備積立金）	21,292,743	57,250,025
元本等合計	276,089,020	461,240,728
純資産合計	276,089,020	461,240,728
負債純資産合計	276,501,790	463,316,848

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期 自 2022年12月21日 至 2023年12月20日	第5期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
営業収益		
受取利息	8	2,262
有価証券売買等損益	23,010,588	43,356,593
営業収益合計	23,010,596	43,358,855
営業費用		
支払利息	199	7
受託者報酬	51,948	123,919
委託者報酬	555,022	1,322,844
その他費用	10,229	18,418
営業費用合計	617,398	1,465,188
営業利益又は営業損失（△）	22,393,198	41,893,667
経常利益又は経常損失（△）	22,393,198	41,893,667
当期純利益又は当期純損失（△）	22,393,198	41,893,667
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	609,773	3,523,720
期首剰余金又は期首欠損金（△）	5,821,646	53,846,775
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,609,181	51,905,623
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,609,181	51,905,623
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,367,477	8,813,259
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,367,477	8,813,259
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	53,846,775	135,309,086

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第5期
	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第4期	第5期
	(2023年12月20日現在)	(2024年12月20日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	222,242,245口	325,931,642口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2423円 (1万口当たりの純資産額12,423円)	1口当たり純資産額 1.4151円 (1万口当たりの純資産額14,151円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第4期	第5期
	自 2022年12月21日 至 2023年12月20日	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,652,313円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(17,917,905円)、収益調整金(32,554,032円)、および分配準備積立金(722,525円)より、分配対象収益は53,846,775円(1万口当たり2,422.89円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,064,776円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(32,305,171円)、収益調整金(78,059,061円)、および分配準備積立金(18,880,078円)より、分配対象収益は135,309,086円(1万口当たり4,151.46円)ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第5期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第5期 (2024年12月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第4期（自 2022年12月21日 至 2023年12月20日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	20,520,707円
合計	20,520,707円

第5期（自 2023年12月21日 至 2024年12月20日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	25,555,082円
合計	25,555,082円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第5期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第4期 (2023年12月20日現在)	第5期 (2024年12月20日現在)
期首元本額	65,831,824円	222,242,245円
期中追加設定元本額	169,494,026円	136,380,362円
期中一部解約元本額	13,083,605円	32,690,965円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	211,434,326	214,077,255	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	58,514,822	121,634,760	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	40,931,736	124,035,439	
	親投資信託受益証券 小計		459,747,454	
合 計			459,747,454	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第5期 (2023年12月20日現在)	第6期 (2024年12月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	21,020	10,160
コール・ローン	1,209,008	1,546,682
親投資信託受益証券	196,345,891	307,182,628
未収入金	-	11,253
流動資産合計	197,575,919	308,750,723
資産合計	197,575,919	308,750,723
負債の部		
流動負債		
未払解約金	242,656	20,210
未払受託者報酬	28,036	46,754
未払委託者報酬	299,399	499,152
その他未払費用	12,114	12,655
流動負債合計	582,205	578,771
負債合計	582,205	578,771
純資産の部		
元本等		
元本	152,225,076	203,033,118
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	44,768,638	105,138,834
（分配準備積立金）	23,022,864	54,503,189
元本等合計	196,993,714	308,171,952
純資産合計	196,993,714	308,171,952
負債純資産合計	197,575,919	308,750,723

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期 自 2022年12月21日 至 2023年12月20日	第6期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
営業収益		
受取利息	6	1,486
有価証券売買等損益	23,203,626	37,181,184
営業収益合計	23,203,632	37,182,670
営業費用		
支払利息	149	6
受託者報酬	46,059	85,445
委託者報酬	492,076	912,271
その他費用	12,114	12,655
営業費用合計	550,398	1,010,377
営業利益又は営業損失（△）	22,653,234	36,172,293
経常利益又は経常損失（△）	22,653,234	36,172,293
当期純利益又は当期純損失（△）	22,653,234	36,172,293
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,052,583	2,596,671
期首剰余金又は期首欠損金（△）	7,855,366	44,768,638
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,860,025	32,166,429
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,860,025	32,166,429
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,547,404	5,371,855
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,547,404	5,371,855
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	44,768,638	105,138,834

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第6期
	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第5期	第6期
	(2023年12月20日現在)	(2024年12月20日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	152,225,076口	203,033,118口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2941円 (1万口当たりの純資産額12,941円)	1口当たり純資産額 1.5178円 (1万口当たりの純資産額15,178円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第5期	第6期
	自 2022年12月21日 至 2023年12月20日	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,729,883円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(17,841,764円)、収益調整金(28,654,167円)、および分配準備積立金(2,451,217円)より、分配対象収益は51,677,031円(1万口当たり3,394.78円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,720,436円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(28,855,186円)、収益調整金(50,635,645円)、および分配準備積立金(20,927,567円)より、分配対象収益は105,138,834円(1万口当たり5,178.41円)ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第6期
	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第6期 (2024年12月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第5期（自 2022年12月21日 至 2023年12月20日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	20,261,915円
合計	20,261,915円

第6期（自 2023年12月21日 至 2024年12月20日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	22,499,454円
合計	22,499,454円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第6期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第5期 (2023年12月20日現在)	第6期 (2024年12月20日現在)
期首元本額	74,426,485円	152,225,076円
期中追加設定元本額	90,361,779円	67,561,826円
期中一部解約元本額	12,563,188円	16,753,784円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	106,676,227	108,009,679	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	47,437,352	98,608,023	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	33,186,459	100,564,926	
	親投資信託受益証券 小計		307,182,628	
合 計			307,182,628	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	第4期 (2023年12月20日現在)	第5期 (2024年12月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	12,968	8,760
コール・ローン	745,908	1,333,587
親投資信託受益証券	144,775,645	266,240,755
未収入金	54,832	-
流動資産合計	145,589,353	267,583,102
資産合計	145,589,353	267,583,102
負債の部		
流動負債		
未払解約金	85,108	-
未払受託者報酬	19,901	39,619
未払委託者報酬	212,585	423,017
その他未払費用	6,209	10,316
流動負債合計	323,803	472,952
負債合計	323,803	472,952
純資産の部		
元本等		
元本	104,559,875	158,854,249
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	40,705,675	108,255,901
（分配準備積立金）	16,693,520	46,818,891
元本等合計	145,265,550	267,110,150
純資産合計	145,265,550	267,110,150
負債純資産合計	145,589,353	267,583,102

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期 自 2022年12月21日 至 2023年12月20日	第5期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
営業収益		
受取利息	4	1,223
有価証券売買等損益	17,970,711	34,895,049
営業収益合計	17,970,715	34,896,272
営業費用		
支払利息	98	-
受託者報酬	31,839	69,665
委託者報酬	340,399	743,990
その他費用	6,209	10,316
営業費用合計	378,545	823,971
営業利益又は営業損失（△）	17,592,170	34,072,301
経常利益又は経常損失（△）	17,592,170	34,072,301
当期純利益又は当期純損失（△）	17,592,170	34,072,301
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,073,394	2,435,676
期首剰余金又は期首欠損金（△）	7,471,676	40,705,675
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,232,526	41,290,274
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,232,526	41,290,274
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,517,303	5,376,673
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,517,303	5,376,673
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	40,705,675	108,255,901

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第5期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第4期 (2023年12月20日現在)	第5期 (2024年12月20日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	104,559,875口	158,854,249口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.3893円 (1万口当たりの純資産額13,893円)	1口当たり純資産額 1.6815円 (1万口当たりの純資産額16,815円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第4期 自 2022年12月21日 至 2023年12月20日	第5期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,033,043円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(14,195,225円)、収益調整金(24,012,155円)、および分配準備積立金(465,252円)より、分配対象収益は40,705,675円(1万口当たり3,893.05円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,135,625円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(27,501,000円)、収益調整金(61,437,010円)、および分配準備積立金(15,182,266円)より、分配対象収益は108,255,901円(1万口当たり6,814.79円)ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第5期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
-------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第5期 (2024年12月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第4期（自 2022年12月21日 至 2023年12月20日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	16,466,686円
合 計	16,466,686円

第5期（自 2023年12月21日 至 2024年12月20日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	23,103,391円
合 計	23,103,391円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第5期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第4期 (2023年12月20日現在)	第5期 (2024年12月20日現在)
期首元本額	45,464,437円	104,559,875円
期中追加設定元本額	72,894,793円	66,679,013円
期中一部解約元本額	13,799,355円	12,384,639円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	62,781,833	63,566,605	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	48,272,849	100,344,771	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	33,768,729	102,329,379	
	親投資信託受益証券 小計		266,240,755	
合 計			266,240,755	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 (2023年12月20日現在)	第6期 (2024年12月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	13,102	8,851
コール・ローン	753,618	1,347,417
親投資信託受益証券	153,869,399	266,542,339
流動資産合計	154,636,119	267,898,607
資産合計	154,636,119	267,898,607
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,517,162	11,741
未払受託者報酬	21,262	40,480
未払委託者報酬	227,298	432,203
その他未払費用	9,153	10,614
流動負債合計	2,774,875	495,038
負債合計	2,774,875	495,038
純資産の部		
元本等		
元本	107,558,385	155,721,822
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	44,302,859	111,681,747
（分配準備積立金）	19,485,778	47,771,437
元本等合計	151,861,244	267,403,569
純資産合計	151,861,244	267,403,569
負債純資産合計	154,636,119	267,898,607

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期 自 2022年12月21日 至 2023年12月20日	第6期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
営業収益		
受取利息	4	1,299
有価証券売買等損益	20,262,789	37,625,658
営業収益合計	20,262,793	37,626,957
営業費用		
支払利息	103	-
受託者報酬	34,937	71,891
委託者報酬	373,596	767,589
その他費用	9,153	10,614
営業費用合計	417,789	850,094
営業利益又は営業損失（△）	19,845,004	36,776,863
経常利益又は経常損失（△）	19,845,004	36,776,863
当期純利益又は当期純損失（△）	19,845,004	36,776,863
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,240,554	4,957,480
期首剰余金又は期首欠損金（△）	9,940,636	44,302,859
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,947,955	47,873,611
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,947,955	47,873,611
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,190,182	12,314,106
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,190,182	12,314,106
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	44,302,859	111,681,747

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第6期
	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第5期	第6期
	(2023年12月20日現在)	(2024年12月20日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	107,558,385口	155,721,822口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.4119円 (1万口当たりの純資産額14,119円)	1口当たり純資産額 1.7172円 (1万口当たりの純資産額17,172円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第5期	第6期
	自 2022年12月21日 至 2023年12月20日	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,352,517円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(15,251,933円)、収益調整金(24,817,081円)、および分配準備積立金(1,881,328円)より、分配対象収益は44,302,859円(1万口当たり4,118.96円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,372,086円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(27,447,297円)、収益調整金(63,910,310円)、および分配準備積立金(15,952,054円)より、分配対象収益は111,681,747円(1万口当たり7,171.88円)ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第6期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第6期 (2024年12月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第5期（自 2022年12月21日 至 2023年12月20日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	18,093,296円
合計	18,093,296円

第6期（自 2023年12月21日 至 2024年12月20日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	26,607,949円
合計	26,607,949円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第6期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第5期 (2023年12月20日現在)	第6期 (2024年12月20日現在)
期首元本額	58,515,907円	107,558,385円
期中追加設定元本額	69,169,364円	74,707,261円
期中一部解約元本額	20,126,886円	26,543,824円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	33,476,851	33,895,311	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	55,404,717	115,169,785	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	38,767,529	117,477,243	
	親投資信託受益証券 小計		266,542,339	
合 計			266,542,339	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	第4期 (2023年12月20日現在)	第5期 (2024年12月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	9,010	8,461
コール・ローン	518,244	1,288,076
親投資信託受益証券	105,807,066	254,383,686
未収入金	-	7,503
流動資産合計	106,334,320	255,687,726
資産合計	106,334,320	255,687,726
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	20,284
未払受託者報酬	13,637	38,024
未払委託者報酬	145,947	406,139
その他未払費用	4,339	9,428
流動負債合計	163,923	473,875
負債合計	163,923	473,875
純資産の部		
元本等		
元本	73,076,766	143,767,123
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	33,093,631	111,446,728
（分配準備積立金）	12,844,088	34,861,734
元本等合計	106,170,397	255,213,851
純資産合計	106,170,397	255,213,851
負債純資産合計	106,334,320	255,687,726

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自 2022年12月21日 至 2023年12月20日	第5期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
営業収益		
受取利息	1	1,171
有価証券売買等損益	13,471,043	31,743,106
営業収益合計	13,471,044	31,744,277
営業費用		
支払利息	22	-
受託者報酬	22,475	63,942
委託者報酬	240,552	683,157
その他費用	4,339	9,428
営業費用合計	267,388	756,527
営業利益又は営業損失（△）	13,203,656	30,987,750
経常利益又は経常損失（△）	13,203,656	30,987,750
当期純利益又は当期純損失（△）	13,203,656	30,987,750
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	659,467	5,703,670
期首剰余金又は期首欠損金（△）	7,096,032	33,093,631
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,485,444	71,816,544
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,485,444	71,816,544
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,032,034	18,747,527
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,032,034	18,747,527
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	33,093,631	111,446,728

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第5期
	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第4期	第5期
	(2023年12月20日現在)	(2024年12月20日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	73,076,766口	143,767,123口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.4529円 (1万口当たりの純資産額14,529円)	1口当たり純資産額 1.7752円 (1万口当たりの純資産額17,752円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第4期	第5期
	自 2022年12月21日 至 2023年12月20日	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,523,661円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(10,896,579円)、収益調整金(20,249,543円)、および分配準備積立金(423,848円)より、分配対象収益は33,093,631円(1万口当たり4,528.61円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,943,158円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(21,340,922円)、収益調整金(76,584,994円)、および分配準備積立金(9,577,654円)より、分配対象収益は111,446,728円(1万口当たり7,751.89円)ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第5期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第5期 (2024年12月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第4期（自 2022年12月21日 至 2023年12月20日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	12,678,771円
合計	12,678,771円

第5期（自 2023年12月21日 至 2024年12月20日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	22,628,580円
合計	22,628,580円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第5期 自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第4期 (2023年12月20日現在)	第5期 (2024年12月20日現在)
期首元本額	35,833,789円	73,076,766円
期中追加設定元本額	47,025,163円	105,131,453円
期中一部解約元本額	9,782,186円	34,441,096円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド	10,382,604	10,512,386	
	ひとくふう日本株式マザーファンド	58,091,345	120,754,478	
	ひとくふう先進国株式マザーファンド	40,628,592	123,116,822	
	親投資信託受益証券 小計		254,383,686	
合 計			254,383,686	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2035」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060」および「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065」は、「ひとくふう日本株式マザーファンド」、「ひとくふう先進国株式マザーファンド」および「キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

ひとくふう日本株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2024年12月20日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	66,151
コール・ローン	10,070,335
株式	773,297,290
未収配当金	140,250
流動資産合計	783,574,026
資産合計	783,574,026
負債の部	
流動負債	
未払解約金	341,948
流動負債合計	341,948
負債合計	341,948
純資産の部	
元本等	
元本	376,783,021
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	406,449,057
元本等合計	783,232,078
純資産合計	783,232,078
負債純資産合計	783,574,026

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
--	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2024年12月20日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	376,783,021口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.0787円 (1万口当たりの純資産額20,787円)

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024年12月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

(2024年12月20日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	442,022,011円
同期中における追加設定元本額	329,331,036円
同期中における一部解約元本額	394,570,026円
2024年12月20日現在の元本の内訳	
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030	23,910,217円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040	42,627,834円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050	47,437,352円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060	55,404,717円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2035	42,523,885円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045	58,514,822円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055	48,272,849円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065	58,091,345円
合 計	376,783,021円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

(単位：円)

銘 柄	株 数	評価額		備考
		単価	金額	
ニッスイ	4,600	878.500	4,041,100	
ショーボンドホールディングス	400	5,245.000	2,098,000	
タマホーム	500	3,435.000	1,717,500	
安藤・間	2,100	1,178.000	2,473,800	
長谷工コーポレーション	2,500	2,026.500	5,066,250	
大和ハウス工業	2,500	4,753.000	11,882,500	
関電工	2,100	2,367.000	4,970,700	
エクシオグループ	2,400	1,717.500	4,122,000	
九電工	1,200	5,067.000	6,080,400	
高砂熱学工業	1,100	6,436.000	7,079,600	
インフロニア・ホールディングス	3,400	1,155.500	3,928,700	
森永製菓	1,200	2,743.000	3,291,600	
カルビー	1,200	3,163.000	3,795,600	
森永乳業	1,300	2,906.500	3,778,450	
ヤクルト本社	3,900	3,028.000	11,809,200	
明治ホールディングス	3,700	3,163.000	11,703,100	
日本ハム	1,600	4,940.000	7,904,000	

キリンホールディングス	5,600	2,058.500	11,527,600
宝ホールディングス	1,200	1,350.000	1,620,000
サントリー食品インターナショナル	2,300	5,055.000	11,626,500
味の素	1,000	6,418.000	6,418,000
ニチレイ	2,000	4,137.000	8,274,000
東洋水産	300	10,720.000	3,216,000
日清食品ホールディングス	3,000	3,782.000	11,346,000
日本たばこ産業	2,800	4,143.000	11,600,400
王子ホールディングス	15,300	590.500	9,034,650
花王	1,800	6,484.000	11,671,200
太陽ホールディングス	500	3,970.000	1,985,000
ライオン	4,500	1,764.000	7,938,000
小林製薬	1,500	5,962.000	8,943,000
タカラバイオ	800	992.000	793,600
ユニ・チャーム	3,000	3,965.000	11,895,000
協和キリン	4,100	2,375.500	9,739,550
武田薬品工業	2,900	4,105.000	11,904,500
アステラス製薬	7,500	1,542.500	11,568,750
エーザイ	1,400	4,316.000	6,042,400
第一三共	2,500	4,382.000	10,955,000
ENEOSホールディングス	14,500	807.500	11,708,750
ブリヂストン	1,800	5,247.000	9,444,600
AREホールディングス	700	1,672.000	1,170,400
SANKYO	2,100	2,062.000	4,330,200
MCJ	700	1,397.000	977,900
アドバンテスト	600	8,609.000	5,165,400
京セラ	1,800	1,521.000	2,737,800
キャノン	2,400	5,163.000	12,391,200
本田技研工業	2,500	1,229.500	3,073,750
テルモ	800	3,027.000	2,421,600
オリンパス	4,300	2,375.500	10,214,650
ノーリツ鋼機	600	5,000.000	3,000,000
シチズン時計	2,600	905.000	2,353,000
三井松島ホールディングス	400	3,280.000	1,312,000
バンダイナムコホールディングス	200	3,773.000	754,600
パイロットコーポレーション	300	4,772.000	1,431,600
ローランド	200	3,870.000	774,000
任天堂	1,300	9,131.000	11,870,300
中部電力	7,400	1,535.000	11,359,000
九州電力	6,800	1,333.000	9,064,400
電源開発	2,600	2,459.000	6,393,400
東京瓦斯	2,600	4,191.000	10,896,600
大阪瓦斯	3,600	3,217.000	11,581,200
SBSホールディングス	200	2,347.000	469,400
京浜急行電鉄	4,100	1,290.500	5,291,050
東海旅客鉄道	3,800	2,864.000	10,883,200
西武ホールディングス	3,400	3,398.000	11,553,200
近鉄グループホールディングス	2,300	3,193.000	7,343,900

ヤマトホールディングス	5,700	1,723.500	9,823,950
センコーグループホールディングス	2,100	1,515.000	3,181,500
A Z－COM丸和ホールディングス	900	1,094.000	984,600
日本郵船	2,500	5,055.000	12,637,500
商船三井	2,300	5,220.000	12,006,000
川崎汽船	1,500	2,107.000	3,160,500
N Sユニテッド海運	400	3,840.000	1,536,000
飯野海運	100	1,120.000	112,000
三井倉庫ホールディングス	300	7,330.000	2,199,000
日鉄ソリューションズ	1,400	4,098.000	5,737,200
オービック	2,400	4,700.000	11,280,000
ジャストシステム	300	3,550.000	1,065,000
L I N Eヤフー	28,600	426.200	12,189,320
日本オラクル	500	14,565.000	7,282,500
フューチャー	800	1,881.000	1,504,800
電通総研	400	5,770.000	2,308,000
日本電信電話	76,700	155.600	11,934,520
K D D I	2,400	4,970.000	11,928,000
ソフトバンク	60,900	196.600	11,972,940
東宝	1,300	6,616.000	8,600,800
スクウェア・エニックス・ホールディングス	1,400	6,247.000	8,745,800
N S D	500	3,400.000	1,700,000
神戸物産	3,100	3,475.000	10,772,500
シップヘルスケアホールディングス	800	2,191.500	1,753,200
I D O M	1,400	1,097.000	1,535,800
三菱商事	2,000	2,496.500	4,993,000
キヤノンマーケティングジャパン	500	5,102.000	2,551,000
伊藤忠エネクス	300	1,596.000	478,800
エービーシー・マート	1,300	3,216.000	4,180,800
アスクル	1,300	1,712.000	2,225,600
アダストリア	700	3,575.000	2,502,500
日本マクドナルドホールディングス	1,200	6,230.000	7,476,000
パルグループホールディングス	1,000	3,105.000	3,105,000
セリア	1,100	2,773.000	3,050,300
ウエルシアホールディングス	1,500	1,905.000	2,857,500
クリエイトS Dホールディングス	300	2,773.000	831,900
コスモス薬品	800	6,406.000	5,124,800
セブン&アイ・ホールディングス	4,500	2,416.000	10,872,000
クスリのアオキホールディングス	700	3,227.000	2,258,900
ノジマ	700	2,250.000	1,575,000
ワークマン	600	4,265.000	2,559,000
スギホールディングス	1,300	2,444.000	3,177,200
ライフコーポレーション	300	3,430.000	1,029,000
しまむら	700	8,561.000	5,992,700
丸井グループ	2,300	2,509.000	5,770,700
ヤオコー	200	9,080.000	1,816,000
ニトリホールディングス	600	18,340.000	11,004,000
ファーストリテイリング	200	52,770.000	10,554,000

三菱UFJフィナンシャル・グループ	6,600	1,773.000	11,701,800
りそなホールディングス	700	1,106.500	774,550
三井住友フィナンシャルグループ	3,200	3,651.000	11,683,200
セブン銀行	20,800	312.200	6,493,760
みずほフィナンシャルグループ	3,100	3,766.000	11,674,600
全国保証	500	5,387.000	2,693,500
イオンフィナンシャルサービス	1,600	1,247.000	1,995,200
ジャックス	300	3,645.000	1,093,500
スターツコーポレーション	200	3,720.000	744,000
パソナグループ	400	1,950.000	780,000
総合警備保障	3,500	1,082.000	3,787,000
ディップ	700	2,414.000	1,689,800
オリエンタルランド	3,300	3,380.000	11,154,000
ビー・エム・エル	200	2,903.000	580,600
ユー・エス・エス	4,800	1,369.000	6,571,200
ベルシステム24ホールディングス	700	1,249.000	874,300
トランス・コスモス	200	3,325.000	665,000
セコム	2,300	5,288.000	12,162,400
イオンディライト	100	4,330.000	433,000
合 計	450,300		773,297,290

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ひとくふう先進国株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2024年12月20日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	9,231,005
金銭信託	39,184
コール・ローン	5,965,110
株式	762,270,638
投資証券	20,916,002
未収配当金	643,483
流動資産合計	799,065,422
資産合計	799,065,422
負債の部	
流動負債	
未払解約金	341,948
流動負債合計	341,948
負債合計	341,948
純資産の部	
元本等	

263,579,391

元本

剰余金

剰余金又は欠損金（△）

535,144,083

元本等合計

798,723,474

純資産合計

798,723,474

負債純資産合計

799,065,422

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024年12月20日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	263,579,391口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.0303円 (1万口当たりの純資産額30,303円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
-----	--------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、新株予約権証券、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024年12月20日現在)
-----	-----------------

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、新株予約権証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

(2024年12月20日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	366,058,774円
同期中における追加設定元本額	201,585,472円
同期中における一部解約元本額	304,064,855円
2024年12月20日現在の元本の内訳	
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030	16,726,047円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040	29,822,565円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050	33,186,459円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060	38,767,529円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2035	29,747,734円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045	40,931,736円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055	33,768,729円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065	40,628,592円
合 計	263,579,391円

（3）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

			評価額	
--	--	--	-----	--

通貨	銘柄	株数	単価	金額	備考
アメリカ・ドル	CHORD ENERGY CORP	178	110.410	19,652.98	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	194	153.060	29,693.64	
	MARATHON PETROLEUM CORP	352	131.650	46,340.80	
	VALERO ENERGY CORP	161	118.930	19,147.73	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	355	72.970	25,904.35	
	STEEL DYNAMICS INC	172	115.290	19,829.88	
	AERCAP HOLDINGS NV	373	93.080	34,718.84	
	EMCOR GROUP INC	82	464.300	38,072.60	
	FASTENAL CO	648	74.030	47,971.44	
	HUBBELL INC	43	424.550	18,255.65	
	LOCKHEED MARTIN CORP	27	479.660	12,950.82	
	OWENS CORNING	180	169.500	30,510.00	
	PACCAR INC	523	107.510	56,227.73	
	WW GRAINGER INC	48	1,081.550	51,914.40	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	188	128.660	24,188.08	
	FEDEX CORP	146	275.880	40,278.48	
	GENERAL MOTORS CO	742	50.340	37,352.28	
	DECKERS OUTDOOR CORP	240	205.280	49,267.20	
	DR HORTON INC	86	137.240	11,802.64	
	NVR INC	5	8,101.210	40,506.05	
	PULTEGROUP INC	311	108.890	33,864.79	
	BOOKING HOLDINGS INC	22	4,980.400	109,568.80	
	EBAY INC	719	63.950	45,980.05	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	56	1,214.390	68,005.84	
	ROSS STORES INC	355	147.790	52,465.45	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	139	264.030	36,700.17	
	ALBERTSONS COS INC - CLASS A	1,042	19.410	20,225.22	
	COSTCO WHOLESALE CORP	124	954.800	118,395.20	
	ALTRIA GROUP INC	1,462	52.990	77,471.38	
	BUNGE GLOBAL SA	305	77.920	23,765.60	
	THE CAMPBELL'S COMPANY	466	41.580	19,376.28	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	626	92.920	58,167.92	
	CENCORA INC	199	226.270	45,027.73	
	DAVITA INC	191	147.540	28,180.14	
	HOLOGIC INC	360	70.760	25,473.60	
	MCKESSON CORP	117	579.220	67,768.74	
	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	153	175.800	26,897.40	
	MERCK & CO. INC.	1,064	99.520	105,889.28	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	62	708.250	43,911.50	
	UNITED THERAPEUTICS CORP	89	360.160	32,054.24	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	169	396.640	67,032.16	
	VIATRIS INC	2,705	12.130	32,811.65	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	320	449.340	143,788.80	

	CBOE GLOBAL MARKETS INC	65	193.800	12,597.00	
	MASTERCARD INC - A	86	523.280	45,002.08	
	ARCH CAPITAL GROUP LTD	491	88.990	43,694.09	
	EVEREST GROUP LTD	94	349.360	32,839.84	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	395	107.060	42,288.70	
	PROGRESSIVE CORP	447	239.710	107,150.37	
	CADENCE DESIGN SYS INC	200	299.870	59,974.00	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	620	79.490	49,283.80	
	DOCUSIGN INC	468	94.150	44,062.20	
	FAIR ISAAC CORP	27	2,044.890	55,212.03	
	GEN DIGITAL INC	1,166	27.450	32,006.70	
	GODADDY INC - CLASS A	228	202.940	46,270.32	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	667	223.920	149,354.64	
	MANHATTAN ASSOCIATES INC	128	282.540	36,165.12	
	CDW CORP/DE	172	173.280	29,804.16	
	CISCO SYSTEMS INC	1,651	57.630	95,147.13	
	F5 INC	58	250.410	14,523.78	
	HP INC	1,110	32.460	36,030.60	
	JABIL INC	263	140.440	36,935.72	
	NETAPP INC	331	116.580	38,587.98	
	APPLIED MATERIALS INC	294	161.440	47,463.36	
	BROADCOM INC	850	218.320	185,572.00	
	QUALCOMM INC	498	150.400	74,899.20	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	250	88.260	22,065.00	
	AT&T INC	3,303	22.570	74,548.71	
	VISTRA CORP	399	137.200	54,742.80	
	ELECTRONIC ARTS INC	295	147.890	43,627.55	
	FOX CORP - CLASS A	710	48.840	34,676.40	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	254	595.570	151,274.78	
	アメリカ・ドル小計	31,319		3,633,207.59 (573,865,139)	
カナダ・ドル	ARC RESOURCES LTD	1,800	24.210	43,578.00	
	SUNCOR ENERGY INC	560	49.810	27,893.60	
	TOURMALINE OIL CORP	220	60.710	13,356.20	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	500	67.310	33,655.00	
	DOLLARAMA INC	400	138.690	55,476.00	
	LOBLAW COMPANIES LTD	280	191.180	53,530.40	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	30	1,996.100	59,883.00	
	CGI INC	330	156.970	51,800.10	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	20	4,423.740	88,474.80	
	カナダ・ドル小計	4,140		427,647.10 (46,835,909)	
オーストラリア・ドル	RIO TINTO LTD	527	117.400	61,869.80	
	BRAMBLES LTD	2,820	19.390	54,679.80	

	ORIGIN ENERGY LTD	4,825	10.400	50,180.00	
オーストラリア・ドル小計		8,172		166,729.60 (16,399,522)	
香港・ドル	WH GROUP LTD	27,500	6.100	167,750.00	
香港・ドル小計		27,500		167,750.00 (3,410,358)	
シンガポール・ドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	690	43.400	29,946.00	
シンガポール・ドル小計		690		29,946.00 (3,474,335)	
イギリス・ポンド	IMPERIAL BRANDS PLC	1,308	25.720	33,641.76	
	3I GROUP PLC	1,176	35.580	41,842.08	
	CENTRICA PLC	15,357	1.259	19,334.46	
イギリス・ポンド小計		17,841		94,818.30 (18,705,753)	
スイス・フラン	SWISS RE AG	155	129.100	20,010.50	
	SWISSCOM AG-REG	17	501.500	8,525.50	
スイス・フラン小計		172		28,536.00 (5,015,773)	
ユーロ	REPSOL SA	2,183	11.020	24,056.66	
	TOTALENERGIES SE	1,666	51.930	86,515.38	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	299	120.300	35,969.70	
	LEONARDO SPA	1,162	25.610	29,758.82	
	RHEINMETALL AG	38	620.200	23,567.60	
	WOLTERS KLUWER	270	160.250	43,267.50	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	334	77.280	25,811.52	
	MERCEDES-BENZ GROUP AG	514	53.470	27,483.58	
	VOLKSWAGEN AG-PREF	137	87.320	11,962.84	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	1,286	31.440	40,431.84	
	SANOFI	305	91.500	27,907.50	
	ABN AMRO BANK NV-CVA	1,533	14.665	22,481.44	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	1,737	9.374	16,282.63	
	BANCO DE SABADELL SA	14,491	1.867	27,054.69	
	UNICREDIT SPA	1,451	37.595	54,550.34	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	2,442	29.240	71,404.08	
	ORANGE	967	9.472	9,159.42	
ユーロ小計		30,815		577,665.54 (94,563,849)	
合 計		120,649		762,270,638 (762,270,638)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
-----	-----	----------	------------

アメリカ・ドル	株式	72銘柄	71.8%	75.3%
カナダ・ドル	株式	9銘柄	5.9%	6.1%
オーストラリア・ドル	株式	3銘柄	2.1%	2.2%
香港・ドル	株式	1銘柄	0.4%	0.4%
シンガポール・ドル	株式	1銘柄	0.4%	0.5%
イギリス・ポンド	株式	3銘柄	2.3%	2.5%
スイス・フラン	株式	2銘柄	0.6%	0.7%
ユーロ	株式	17銘柄	11.8%	12.4%

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダ・ドル	CONSTELLATION SOFTWARE INC-CW40	20.00	-	
	カナダ・ドル小計		20.00	- (-)	
新株予約権証券合計				- (-)	
投資証券	アメリカ・ドル	ISHARES MSCI PACIFIC EX JAPA	81.00	3,531.60	
		VANGUARD FTSE EUROPE ETF	329.00	21,102.06	
		VANGUARD S&P 500 ETF	200.00	107,788.00	
	アメリカ・ドル小計		610.00	132,421.66 (20,916,002)	
投資証券合計				20,916,002 (20,916,002)	
合 計				20,916,002 (20,916,002)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入 新株予約権証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	3銘柄	-	2.6%	100.0%
カナダ・ドル	新株予約権証券	1銘柄	-	-	-

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2024年12月20日現在)

資産の部

流動資産

預金

73,339,652

金銭信託

6,053,266

コール・ローン

921,508,115

国債証券	37,100,148,991
未収入金	5,138,218,176
未収利息	43,317,074
前払費用	15,965,705
流動資産合計	43,298,550,979
資産合計	43,298,550,979
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	83,745,750
未払金	5,139,576,000
未払解約金	582,558
流動負債合計	5,223,904,308
負債合計	5,223,904,308
純資産の部	
元本等	
元本	37,603,227,745
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	471,418,926
元本等合計	38,074,646,671
純資産合計	38,074,646,671
負債純資産合計	43,298,550,979

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2024年12月20日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	37,603,227,745口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0125円 (1万口当たりの純資産額10,125円)

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024年12月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2024年12月20日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 売建				
	ユーロ	5,301,722,250	-	5,385,468,000	△83,745,750
	小計	5,301,722,250	-	5,385,468,000	△83,745,750
合 計		5,301,722,250	-	5,385,468,000	△83,745,750

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年12月21日 至 2024年12月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024年12月20日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	48,453,750,003円
同期中における追加設定元本額	4,226,148,733円
同期中における一部解約元本額	15,076,670,991円
2024年12月20日現在の元本の内訳	
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030	599,359,808円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040	248,207,488円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050	106,676,227円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060	33,476,851円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2035	431,866,271円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045	211,434,326円

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０５５	62,781,833円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０６５	10,382,604円
大和住銀キャリアエンハンスト・グローバル債券Ｆ－１（適格機関投資家限定）	12,476,034,584円
キャリアエンハンスト・グローバル債券ファンド（適格機関投資家限定）	17,550,511,438円
キャリアエンハンスト・グローバル債券ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	5,872,496,315円
合 計	37,603,227,745円

(３) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	BTPS 4 11/15/30	18,000,000.00	19,008,180.00	
		BTPS 4.15 10/01/39	5,500,000.00	5,745,190.00	
		BTPS 4.2 03/01/34	7,000,000.00	7,480,060.00	
	ユーロ小計		30,500,000.00	32,233,430.00 (5,276,612,491)	
	日本・円	4 6 3 2年国債	5,000,000,000	4,988,850,000	
		3 7 4 10年国債	4,800,000,000	4,724,784,000	
		3 7 5 10年国債	6,600,000,000	6,651,414,000	
		3 7 6 10年国債	5,200,000,000	5,131,048,000	
		1 7 1 20年国債	12,350,000,000	10,327,440,500	
	日本・円小計		33,950,000,000	31,823,536,500	
国債証券合計				37,100,148,991 (5,276,612,491)	
合 計				37,100,148,991 (5,276,612,491)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	国債証券	3銘柄	13.9%	100.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【中間財務諸表】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間（2024年12月21日から2025年6月20日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間（2024年12月21日から2025年6月20日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年 6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	23,199	32,399
コール・ローン	3,531,600	3,458,372
親投資信託受益証券	707,238,913	732,458,798
流動資産合計	710,793,712	735,949,569
資産合計	710,793,712	735,949,569
負債の部		
流動負債		
未払解約金	18,244	-
未払受託者報酬	115,563	117,640
未払委託者報酬	1,232,982	1,255,328
その他未払費用	32,398	17,570
流動負債合計	1,399,187	1,390,538
負債合計	1,399,187	1,390,538
純資産の部		
元本等		
元本	666,098,486	695,082,325
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	43,296,039	39,476,706
（分配準備積立金）	23,722,627	21,454,494
元本等合計	709,394,525	734,559,031
純資産合計	709,394,525	734,559,031
負債純資産合計	710,793,712	735,949,569

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期中間計算期間 自 2023年12月21日 至 2024年 6月20日	第7期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日
営業収益		
受取利息	541	7,380
有価証券売買等損益	14,852,838	△3,713,896
営業収益合計	14,853,379	△3,706,516
営業費用		
支払利息	59	-
受託者報酬	101,601	117,640
委託者報酬	1,084,301	1,255,328
その他費用	15,140	17,570
営業費用合計	1,201,101	1,390,538
営業利益又は営業損失（△）	13,652,278	△5,097,054
経常利益又は経常損失（△）	13,652,278	△5,097,054
中間純利益又は中間純損失（△）	13,652,278	△5,097,054
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	384,959	△980,748
期首剰余金又は期首欠損金（△）	22,094,334	43,296,039
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,046,097	4,662,356
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,046,097	4,662,356
剰余金減少額又は欠損金増加額	953,861	4,365,383
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	953,861	4,365,383
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	41,453,889	39,476,706

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第7期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	666,098,486口	695,082,325口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0650円 (1万口当たりの純資産額10,650円)	1口当たり純資産額 1.0568円 (1万口当たりの純資産額10,568円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
---------------------------	--

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
期首元本額	548,203,832円	666,098,486円
期中追加設定元本額	225,022,544円	97,186,410円
期中一部解約元本額	107,127,890円	68,202,571円

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2035】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年 6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	23,042	41,317
コール・ローン	3,507,772	4,410,358
親投資信託受益証券	615,803,556	893,815,658
流動資産合計	619,334,370	898,267,333
資産合計	619,334,370	898,267,333
負債の部		
流動負債		
未払解約金	433,211	2,278
未払受託者報酬	92,082	121,281
未払委託者報酬	982,642	1,294,170
その他未払費用	25,036	18,112
流動負債合計	1,532,971	1,435,841
負債合計	1,532,971	1,435,841
純資産の部		
元本等		
元本	526,673,099	765,443,636
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	91,128,300	131,387,856
（分配準備積立金）	45,079,393	41,480,244
元本等合計	617,801,399	896,831,492
純資産合計	617,801,399	896,831,492
負債純資産合計	619,334,370	898,267,333

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期中間計算期間 自 2023年12月21日 至 2024年 6月20日	第6期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日
営業収益		
受取利息	388	7,935
有価証券売買等損益	28,569,604	4,743,925
営業収益合計	28,569,992	4,751,860
営業費用		
支払利息	33	-
受託者報酬	75,954	121,281
委託者報酬	810,515	1,294,170
その他費用	11,314	18,112
営業費用合計	897,816	1,433,563
営業利益又は営業損失（△）	27,672,176	3,318,297
経常利益又は経常損失（△）	27,672,176	3,318,297
中間純利益又は中間純損失（△）	27,672,176	3,318,297
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	356,225	△337,617
期首剰余金又は期首欠損金（△）	36,521,472	91,128,300
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,282,870	44,594,787
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,282,870	44,594,787
剰余金減少額又は欠損金増加額	705,867	7,991,145
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	705,867	7,991,145
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	74,414,426	131,387,856

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第6期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	526,673,099口	765,443,636口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1730円 (1万口当たりの純資産額11,730円)	1口当たり純資産額 1.1716円 (1万口当たりの純資産額11,716円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
期首元本額	372,461,131円	526,673,099円
期中追加設定元本額	181,482,299円	285,399,715円
期中一部解約元本額	27,270,331円	46,629,178円

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年 6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	14,157	28,299
コール・ローン	2,155,098	3,020,723
親投資信託受益証券	430,291,877	608,874,072
流動資産合計	432,461,132	611,923,094
資産合計	432,461,132	611,923,094
負債の部		
流動負債		
未払解約金	26,694	-
未払受託者報酬	67,019	85,130
未払委託者報酬	715,317	908,464
その他未払費用	18,380	12,675
流動負債合計	827,410	1,006,269
負債合計	827,410	1,006,269
純資産の部		
元本等		
元本	333,421,607	470,166,247
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	98,212,115	140,750,578
（分配準備積立金）	51,876,088	49,901,040
元本等合計	431,633,722	610,916,825
純資産合計	431,633,722	610,916,825
負債純資産合計	432,461,132	611,923,094

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期中間計算期間 自 2023年12月21日 至 2024年 6月20日	第7期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日
営業収益		
受取利息	303	6,145
有価証券売買等損益	32,243,035	5,115,190
営業収益合計	32,243,338	5,121,335
営業費用		
支払利息	13	-
受託者報酬	56,751	85,130
委託者報酬	605,863	908,464
その他費用	8,427	12,675
営業費用合計	671,054	1,006,269
営業利益又は営業損失（△）	31,572,284	4,115,066
経常利益又は経常損失（△）	31,572,284	4,115,066
中間純利益又は中間純損失（△）	31,572,284	4,115,066
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	1,500,351	△173,610
期首剰余金又は期首欠損金（△）	44,109,016	98,212,115
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,643,613	42,863,495
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,643,613	42,863,495
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,849,931	4,613,708
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,849,931	4,613,708
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	84,974,631	140,750,578

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第7期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	333,421,607口	470,166,247口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2946円 (1万口当たりの純資産額12,946円)	1口当たり純資産額 1.2994円 (1万口当たりの純資産額12,994円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
期首元本額	257,247,970円	333,421,607円
期中追加設定元本額	108,834,260円	152,567,977円
期中一部解約元本額	32,660,623円	15,823,337円

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年 6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	15,151	30,581
コール・ローン	2,306,545	3,264,271
親投資信託受益証券	459,747,454	581,439,813
未収入金	1,247,698	-
流動資産合計	463,316,848	584,734,665
資産合計	463,316,848	584,734,665
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,253,966	1,442,478
未払受託者報酬	68,842	85,936
未払委託者報酬	734,894	916,996
その他未払費用	18,418	12,811
流動負債合計	2,076,120	2,458,221
負債合計	2,076,120	2,458,221
純資産の部		
元本等		
元本	325,931,642	408,106,989
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	135,309,086	174,169,455
（分配準備積立金）	57,250,025	55,405,637
元本等合計	461,240,728	582,276,444
純資産合計	461,240,728	582,276,444
負債純資産合計	463,316,848	584,734,665

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期中間計算期間 自 2023年12月21日 至 2024年 6月20日	第6期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日
営業収益		
受取利息	277	6,140
有価証券売買等損益	40,301,879	6,704,620
営業収益合計	40,302,156	6,710,760
営業費用		
支払利息	7	-
受託者報酬	55,077	85,936
委託者報酬	587,950	916,996
その他費用	8,181	12,811
営業費用合計	651,215	1,015,743
営業利益又は営業損失（△）	39,650,941	5,695,017
経常利益又は経常損失（△）	39,650,941	5,695,017
中間純利益又は中間純損失（△）	39,650,941	5,695,017
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	1,301,314	△104,853
期首剰余金又は期首欠損金（△）	53,846,775	135,309,086
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,596,711	38,181,031
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,596,711	38,181,031
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,345,665	5,120,532
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,345,665	5,120,532
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	111,447,448	174,169,455

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第6期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	325,931,642口	408,106,989口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.4151円 (1万口当たりの純資産額14,151円)	1口当たり純資産額 1.4268円 (1万口当たりの純資産額14,268円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
期首元本額	222,242,245円	325,931,642円
期中追加設定元本額	136,380,362円	94,559,447円
期中一部解約元本額	32,690,965円	12,384,100円

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年 6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	10,160	14,953
コール・ローン	1,546,682	1,596,118
親投資信託受益証券	307,182,628	350,312,033
未収入金	11,253	-
流動資産合計	308,750,723	351,923,104
資産合計	308,750,723	351,923,104
負債の部		
流動負債		
未払解約金	20,210	273,662
未払受託者報酬	46,754	53,708
未払委託者報酬	499,152	573,261
その他未払費用	12,655	7,966
流動負債合計	578,771	908,597
負債合計	578,771	908,597
純資産の部		
元本等		
元本	203,033,118	228,433,368
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	105,138,834	122,581,139
（分配準備積立金）	54,503,189	51,751,953
元本等合計	308,171,952	351,014,507
純資産合計	308,171,952	351,014,507
負債純資産合計	308,750,723	351,923,104

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期中間計算期間 自 2023年12月21日 至 2024年 6月20日	第7期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日
営業収益		
受取利息	187	3,407
有価証券売買等損益	35,073,153	5,007,301
営業収益合計	35,073,340	5,010,708
営業費用		
支払利息	6	-
受託者報酬	38,691	53,708
委託者報酬	413,119	573,261
その他費用	5,720	7,966
営業費用合計	457,536	634,935
営業利益又は営業損失（△）	34,615,804	4,375,773
経常利益又は経常損失（△）	34,615,804	4,375,773
中間純利益又は中間純損失（△）	34,615,804	4,375,773
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	1,363,970	△68,947
期首剰余金又は期首欠損金（△）	44,768,638	105,138,834
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,241,668	18,798,399
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,241,668	18,798,399
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,600,602	5,800,814
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,600,602	5,800,814
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	87,661,538	122,581,139

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第7期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	203,033,118口	228,433,368口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.5178円 (1万口当たりの純資産額15,178円)	1口当たり純資産額 1.5366円 (1万口当たりの純資産額15,366円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
期首元本額	152,225,076円	203,033,118円
期中追加設定元本額	67,561,826円	36,606,993円
期中一部解約元本額	16,753,784円	11,206,743円

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年 6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,760	15,004
コール・ローン	1,333,587	1,601,581
親投資信託受益証券	266,240,755	323,549,509
流動資産合計	267,583,102	325,166,094
資産合計	267,583,102	325,166,094
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	39,619	48,470
未払委託者報酬	423,017	517,553
その他未払費用	10,316	7,192
流動負債合計	472,952	573,215
負債合計	472,952	573,215
純資産の部		
元本等		
元本	158,854,249	189,848,002
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	108,255,901	134,744,877
（分配準備積立金）	46,818,891	41,474,272
元本等合計	267,110,150	324,592,879
純資産合計	267,110,150	324,592,879
負債純資産合計	267,583,102	325,166,094

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期中間計算期間 自 2023年12月21日 至 2024年 6月20日	第6期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日
営業収益		
受取利息	124	3,016
有価証券売買等損益	29,580,730	6,662,782
営業収益合計	29,580,854	6,665,798
営業費用		
受託者報酬	30,046	48,470
委託者報酬	320,973	517,553
その他費用	4,443	7,192
営業費用合計	355,462	573,215
営業利益又は営業損失（△）	29,225,392	6,092,583
経常利益又は経常損失（△）	29,225,392	6,092,583
中間純利益又は中間純損失（△）	29,225,392	6,092,583
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	1,348,398	152,049
期首剰余金又は期首欠損金（△）	40,705,675	108,255,901
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,270,615	35,249,318
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,270,615	35,249,318
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,859,706	14,700,876
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,859,706	14,700,876
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	82,993,578	134,744,877

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第6期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	158,854,249口	189,848,002口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.6815円 (1万口当たりの純資産額16,815円)	1口当たり純資産額 1.7098円 (1万口当たりの純資産額17,098円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
期首元本額	104,559,875円	158,854,249円
期中追加設定元本額	66,679,013円	52,623,051円
期中一部解約元本額	12,384,639円	21,629,298円

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年 6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,851	14,796
コール・ローン	1,347,417	1,579,348
親投資信託受益証券	266,542,339	312,869,441
流動資産合計	267,898,607	314,463,585
資産合計	267,898,607	314,463,585
負債の部		
流動負債		
未払解約金	11,741	31,531
未払受託者報酬	40,480	46,733
未払委託者報酬	432,203	498,987
その他未払費用	10,614	6,915
流動負債合計	495,038	584,166
負債合計	495,038	584,166
純資産の部		
元本等		
元本	155,721,822	179,009,959
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	111,681,747	134,869,460
（分配準備積立金）	47,771,437	43,889,102
元本等合計	267,403,569	313,879,419
純資産合計	267,403,569	313,879,419
負債純資産合計	267,898,607	314,463,585

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期中間計算期間 自 2023年12月21日 至 2024年 6月20日	第7期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日
営業収益		
受取利息	151	2,588
有価証券売買等損益	30,677,563	6,474,876
営業収益合計	30,677,714	6,477,464
営業費用		
受託者報酬	31,411	46,733
委託者報酬	335,386	498,987
その他費用	4,623	6,915
営業費用合計	371,420	552,635
営業利益又は営業損失（△）	30,306,294	5,924,829
経常利益又は経常損失（△）	30,306,294	5,924,829
中間純利益又は中間純損失（△）	30,306,294	5,924,829
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	1,605,112	△158,385
期首剰余金又は期首欠損金（△）	44,302,859	111,681,747
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,517,746	27,122,118
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,517,746	27,122,118
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,307,926	10,017,619
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,307,926	10,017,619
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	91,213,861	134,869,460

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第7期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	155,721,822口	179,009,959口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.7172円 (1万口当たりの純資産額17,172円)	1口当たり純資産額 1.7534円 (1万口当たりの純資産額17,534円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
期首元本額	107,558,385円	155,721,822円
期中追加設定元本額	74,707,261円	37,239,551円
期中一部解約元本額	26,543,824円	13,951,414円

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年 6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,461	10,458
コール・ローン	1,288,076	1,116,307
親投資信託受益証券	254,383,686	371,856,003
未収入金	7,503	-
流動資産合計	255,687,726	372,982,768
資産合計	255,687,726	372,982,768
負債の部		
流動負債		
未払解約金	20,284	-
未払受託者報酬	38,024	50,984
未払委託者報酬	406,139	544,219
その他未払費用	9,428	7,566
流動負債合計	473,875	602,769
負債合計	473,875	602,769
純資産の部		
元本等		
元本	143,767,123	204,944,857
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	111,446,728	167,435,142
（分配準備積立金）	34,861,734	30,783,445
元本等合計	255,213,851	372,379,999
純資産合計	255,213,851	372,379,999
負債純資産合計	255,687,726	372,982,768

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期中間計算期間 自 2023年12月21日 至 2024年 6月20日	第6期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日
営業収益		
受取利息	106	3,269
有価証券売買等損益	24,242,614	9,252,156
営業収益合計	24,242,720	9,255,425
営業費用		
受託者報酬	25,918	50,984
委託者報酬	277,018	544,219
その他費用	3,805	7,566
営業費用合計	306,741	602,769
営業利益又は営業損失（△）	23,935,979	8,652,656
経常利益又は経常損失（△）	23,935,979	8,652,656
中間純利益又は中間純損失（△）	23,935,979	8,652,656
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	2,716,686	△25,869
期首剰余金又は期首欠損金（△）	33,093,631	111,446,728
剰余金増加額又は欠損金減少額	36,979,686	64,526,693
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	36,979,686	64,526,693
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,227,636	17,216,804
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,227,636	17,216,804
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	83,064,974	167,435,142

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第6期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	143,767,123口	204,944,857口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.7752円 (1万口当たりの純資産額17,752円)	1口当たり純資産額 1.8170円 (1万口当たりの純資産額18,170円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
期首元本額	73,076,766円	143,767,123円
期中追加設定元本額	105,131,453円	83,409,799円
期中一部解約元本額	34,441,096円	22,232,065円

（参考）

「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2035」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060」および「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065」は、「ひとくふう日本株式マザーファンド」、「ひとくふう先進国株式マザーファンド」、「キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド」および「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

ひとくふう日本株式マザーファンド

（1）貸借対照表

		(単位：円)
		(2025年6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		159,300
コール・ローン		17,004,227
株式		724,015,560
未収配当金		6,308,440
流動資産合計		747,487,527
資産合計		747,487,527
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本		340,084,372
剰余金		

剰余金又は欠損金（△）	407,403,155
元本等合計	747,487,527
純資産合計	747,487,527
負債純資産合計	747,487,527

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025年6月20日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	340,084,372口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.1979円 (1万口当たりの純資産額21,979円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年6月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

(2025年6月20日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	376,783,021円
同期中における追加設定元本額	243,790,962円
同期中における一部解約元本額	280,489,611円
2025年6月20日現在の元本の内訳	
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030	6,555,622円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040	42,645,916円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050	39,894,809円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060	48,515,947円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2035	40,346,012円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045	53,784,947円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055	43,530,284円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065	63,934,976円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2070	875,859円
合 計	340,084,372円

ひとくふう先進国株式マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

(2025年6月20日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	15,464,062
金銭信託	101,839
コール・ローン	10,870,625
株式	692,173,589
投資証券	32,285,070
未収配当金	1,122,005
流動資産合計	752,017,190
資産合計	752,017,190
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	

246,164,769

元本

剰余金

剰余金又は欠損金（△）

505,852,421

元本等合計

752,017,190

純資産合計

752,017,190

負債純資産合計

752,017,190

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025年6月20日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	246,164,769口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.0549円 (1万口当たりの純資産額30,549円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年6月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、新株予約権証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

(2025年6月20日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	263,579,391円
同期中における追加設定元本額	161,055,995円
同期中における一部解約元本額	178,470,617円
2025年6月20日現在の元本の内訳	
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０３０	4,705,878円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４０	30,862,269円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０５０	28,886,842円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０６０	35,125,455円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０３５	29,190,122円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４５	38,936,716円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０５５	31,537,873円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０６５	46,285,415円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０７０	634,199円
合 計	246,164,769円

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

(2025年6月20日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	24,317,419
金銭信託	5,879,676
コール・ローン	627,617,349
国債証券	36,260,442,524
未収入金	10,670,069,343
未収利息	100,266,895
前払費用	179,100,199
流動資産合計	47,867,693,405

資産合計	47,867,693,405
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	54,829,639
未払金	6,757,342,743
流動負債合計	6,812,172,382
負債合計	6,812,172,382
純資産の部	
元本等	
元本	40,914,305,577
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	141,215,446
元本等合計	41,055,521,023
純資産合計	41,055,521,023
負債純資産合計	47,867,693,405

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025年6月20日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	40,914,305,577口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0035円 (1万口当たりの純資産額10,035円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年6月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

(2025年6月20日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 売建				
	オフショア・人民 元	859,194,681	-	863,533,924	△4,339,243
	ユーロ	13,391,167,524	-	13,441,657,920	△50,490,396
	小計	14,250,362,205	-	14,305,191,844	△54,829,639
合 計		14,250,362,205	-	14,305,191,844	△54,829,639

（注）1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

(2025年6月20日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	37,603,227,745円
同期中における追加設定元本額	4,054,101,721円
同期中における一部解約元本額	743,023,889円
2025年6月20日現在の元本の内訳	
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０３０	701,192,083円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４０	419,393,592円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０５０	173,772,616円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０６０	98,586,438円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０３５	713,469,115円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４５	343,077,335円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０５５	131,070,504円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０６５	89,622,328円
大和住銀キャリアエンハンスト・グローバル債券Ｆ－１（適格機関投資家限定）	12,459,019,942円
キャリアエンハンスト・グローバル債券ファンド（適格機関投資家限定）	17,534,732,657円
キャリアエンハンスト・グローバル債券ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	8,249,168,552円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０７０	1,200,415円
合 計	40,914,305,577円

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

(2025年6月20日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	11,463,423
コール・ローン	1,223,646,237
国債証券	2,798,062,200
特殊債券	819,805,380
社債券	199,913,600
未収利息	768,029
前払費用	37,808
流動資産合計	5,053,696,677
資産合計	5,053,696,677
負債の部	
流動負債	
未払解約金	355,688

流動負債合計	355,688
負債合計	355,688
純資産の部	
元本等	
元本	4,968,589,264
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	84,751,725
元本等合計	5,053,340,989
純資産合計	5,053,340,989
負債純資産合計	5,053,696,677

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025年6月20日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	4,968,589,264口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0171円 (1万口当たりの純資産額10,171円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年6月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2025年6月20日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	4,209,996,020円
同期中における追加設定元本額	3,581,719,943円
同期中における一部解約元本額	2,823,126,699円
2025年6月20日現在の元本の内訳	
SMBCファンドラップ・日本バリュー株	984,252円
SMBCファンドラップ・J-REIT	984,252円
SMBCファンドラップ・G-REIT	93,018,163円
SMBCファンドラップ・ヘッジファンド	311,216,889円
SMBCファンドラップ・米国株	984,543円
SMBCファンドラップ・欧州株	89,718,432円
SMBCファンドラップ・新興国株	61,111,034円
SMBCファンドラップ・コモディティ	30,882,058円
SMBCファンドラップ・米国債	136,874,567円
SMBCファンドラップ・欧州債	68,341,252円
SMBCファンドラップ・新興国債	54,958,024円
SMBCファンドラップ・日本グロース株	167,596,581円
SMBCファンドラップ・日本中小型株	27,029,827円
SMBCファンドラップ・日本債	964,891,078円
DC日本国債プラス	892,659,847円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	438,760円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	9,783円
日本株225・米ドルコース	49,237円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド（年2回決算型）	4,566,053円
カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）	433,260円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030	27,486円
米国分散投資戦略ファンド（1倍コース）	566,750,165円

米国分散投資戦略ファンド（3倍コース）	363,263,483円
米国分散投資戦略ファンド（5倍コース）	445,153円
グローバルDX関連株式ファンド（予想分配金提示型）	295,276円
グローバルDX関連株式ファンド（資産成長型）	1,968,504円
日興FWS・日本株クオリティ	19,697円
日興FWS・日本株市場型アクティブ	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・日本債アクティブ	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・Jリートアクティブ	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略	19,697円
グローバル創薬関連株式ファンド	984,834円
トータルヘッジ用ファンドSMT1号＜適格機関投資家限定＞	1,113,669,480円
合 計	4,968,589,264円

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030

2025年7月31日現在

I 資産総額	744,637,468円
II 負債総額	2,115,428円
III 純資産総額（I－II）	742,522,040円
IV 発行済口数	704,297,363口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.0543円 (10,543円)

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035

2025年7月31日現在

I 資産総額	931,929,678円
II 負債総額	685,370円
III 純資産総額（I－II）	931,244,308円
IV 発行済口数	790,768,222口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.1776円 (11,776円)

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040

2025年7月31日現在

I 資産総額	642,693,755円
II 負債総額	717,761円
III 純資産総額（I－II）	641,975,994円
IV 発行済口数	488,864,593口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.3132円 (13,132円)

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045

2025年7月31日現在

I 資産総額	615,221,600円
II 負債総額	277,456円
III 純資産総額（I－II）	614,944,144円
IV 発行済口数	424,321,215口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.4492円 (14,492円)

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050

2025年7月31日現在

I 資産総額	372,651,665円
II 負債総額	165,788円
III 純資産総額（I－II）	372,485,877円
IV 発行済口数	237,529,277口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.5682円 (15,682円)

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５

2025年7月31日現在

I 資産総額	349,479,658円
II 負債総額	271,920円
III 純資産総額（I－II）	349,207,738円
IV 発行済口数	199,197,628口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.7531円 (17,531円)

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

2025年7月31日現在

I 資産総額	332,349,745円
II 負債総額	993,113円
III 純資産総額（I－II）	331,356,632円
IV 発行済口数	183,462,815口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.8061円 (18,061円)

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

2025年7月31日現在

I 資産総額	406,548,490円
II 負債総額	1,336,812円
III 純資産総額（I－II）	405,211,678円
IV 発行済口数	215,685,610口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.8787円 (18,787円)

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2025年7月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

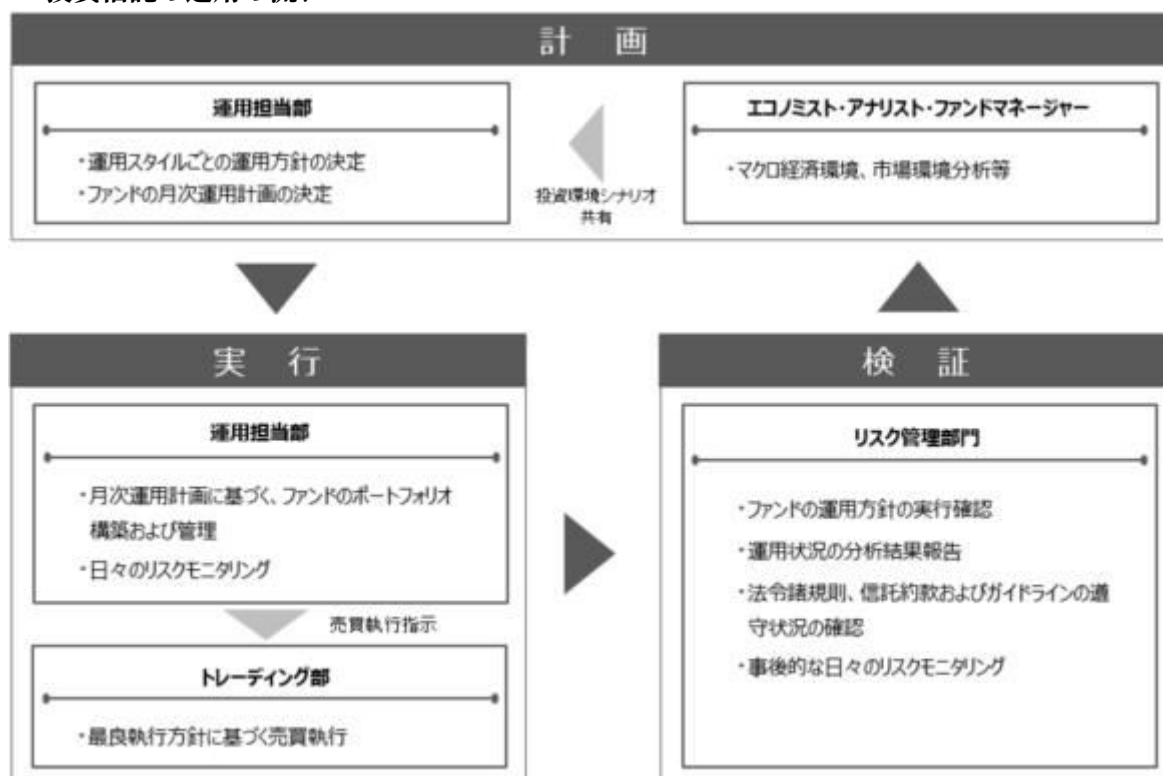
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託

の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025年7月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	654	13,941,727
単位型株式投資信託	75	622,036
追加型公社債投資信託	1	22,794
単位型公社債投資信託	123	184,471
合 計	853	14,771,029

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：千円)		
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,540,261	52,028,017
金銭の信託	23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託	300,051	500,353
前払費用	583,635	644,114
未収入金	193,837	250,860
未収委託者報酬	14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬	3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬	406,420	292,775
未収収益	84,166	79,998
未収還付法人税等	-	125,792
その他の流動資産	43,391	134,288
流動資産合計	109,410,202	106,105,936
固定資産		
有形固定資産 ※1		
建物	1,265,924	1,157,214
器具備品	516,485	471,243
土地	710	710
リース資産	1,782	-

有形固定資産合計	1,784,901	1,629,168
無形固定資産		
ソフトウェア	2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定のれん	101,101	511,487
顧客関連資産	2,740,868	2,436,327
電話加入権	9,332,065	7,218,790
商標権	12,706	12,706
	30	24
無形固定資産合計	14,793,389	12,254,141
投資その他の資産		
投資有価証券	9,976,957	9,257,612
関係会社株式	1,927,221	1,740,365
長期差入保証金	1,361,654	1,360,241
長期前払費用	44,009	75,691
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	716,093	942,908
貸倒引当金	△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計	14,095,666	13,446,548
固定資産合計	30,673,957	27,329,857
資産合計	140,084,160	133,435,793

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 50,045	△ 88,646
評価・換算差額等合計	△ 50,045	△ 88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

(2) 【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	69,953,226	78,891,124
運用受託報酬	11,147,187	13,102,509
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859
その他営業収益		
サービス支援手数料	319,553	400,872
その他	8,758	10,391
営業収益計	82,731,642	93,765,757
営業費用		
支払手数料	32,014,851	35,223,731
広告宣伝費	320,694	335,877
調査費		
調査費	4,637,211	5,327,087
委託調査費	12,412,033	14,077,571
営業雑経費		
通信費	56,291	51,489
印刷費	457,187	421,006
協会費	38,305	44,372
諸会費	30,484	42,328
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187
販売促進費	31,339	44,315
その他	253,344	410,566
営業費用合計	55,520,019	61,291,534
一般管理費		
給料		
役員報酬	232,329	223,068
給料・手当	8,043,456	8,380,787
賞与	1,073,375	1,098,999
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790
交際費	57,134	54,024
寄付金	26,400	24,878
事務委託費	2,022,734	2,225,175
旅費交通費	166,596	242,135
租税公課	600,468	413,678
不動産賃借料	1,249,392	1,225,686
退職給付費用	712,228	803,656
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	215,455	356,081
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177

営業利益

6,371,877

10,392,045

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	11,021,392	388,907
受取利息	2,840	46,258
金銭の信託運用益	199,056	-
時効成立分配金・償還金	461	506
原稿・講演料	2,143	2,440
投資有価証券償還益	5,384	115
投資有価証券売却益	12,261	826
投資事業組合運用益	-	36,683
為替差益	-	75,948
不動産賃貸料	108,505	117,054
雑収入	20,632	41,618
営業外収益合計	11,372,678	710,359
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	88,979
投資有価証券償還損	10,829	137,207
投資有価証券売却損	48,575	93
投資事業組合運用損	-	56,719
為替差損	4,701	-
雑損失	-	4,818
営業外費用合計	64,106	287,820
経常利益	17,680,450	10,814,585
特別利益		
子会社株式売却益	※1 14,096,622	672,682
特別利益合計	14,096,622	672,682
特別損失		
固定資産除却損	※2 12,385	76,933
固定資産売却損	-	204
投資有価証券評価損	-	3,191
特別損失合計	12,385	80,328
税引前当期純利益	31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税	7,802,794	3,062,795
法人税等調整額	△ 1,314,394	△ 162,825
法人税等合計	6,488,400	2,899,969
当期純利益	25,276,287	8,506,969

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本
--	------

	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,591,892	△ 1,591,892			△ 1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						△ 10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	△ 10,838,419	△ 10,838,419			△ 10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969

株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 38,600	△ 38,600	△ 38,600
当期変動額合計	△ 2,331,449	△ 2,331,449	△ 38,600	△ 38,600	△ 2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②其他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～30年

器具備品 4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 14年

顧客関連資産 6～19年

ソフトウェア（自社利用分） 5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた129,137千円は、「不動産賃貸料」108,505千円、「雑収入」20,632千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」（改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会）

(1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)

建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	－千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

※1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

※2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	－千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,129,463
1年超	-	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達はありません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23,435,831	23,435,831	—
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	9,292,678	9,292,678	—
資産計	32,728,510	32,728,510	—

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	—
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	7,659,105	7,659,105	—
資産計	39,411,157	39,411,157	—

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
その他有価証券		
(1)非上場株式	40,370	40,367
(2)組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載していません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	—	23,435,831	—	23,435,831
(2)投資有価証券				
①その他有価証券	—	9,292,678	—	9,292,678
資産計	—	32,728,510	—	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	—	31,752,052	—	31,752,052
(2)投資有価証券				
①その他有価証券	—	7,659,105	—	7,659,105
資産計	—	39,411,157	—	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、

時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券①その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	△222,822
小計	5,802,739	6,025,562	△222,822
合計	9,292,678	9,322,929	△30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	△132,659
小計	6,950,495	7,083,155	△132,659
合計	7,659,105	7,769,371	△110,265

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 1,598,506千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について3,191千円（その他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	△34,405	△153,045
退職給付の支払額	△466,321	△698,074
過去勤務費用の発生額	△20,064	—
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	△34,405	△153,045
過去勤務費用の費用処理額	△20,064	—
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.440%	1.160%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度264,552千円、当事業年度279,945千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	△198,503	△62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の 特別控除	-	△3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△10.6	△0.9
評価性引当額の増減	-	△0.9
外国税額控除	-	△0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三井住友 フィナンシャ ルグループ	東京都 千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却 (売却価格)	24,000,000	—	—
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投信の販売委託	委託販売 手数料	8,327,979	未払 手数料	2,117,600
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託	委託販売 手数料	7,176,048	未払 手数料	1,490,173
親会社 の 子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ 合衆国 デラウェア 州ウィ ルミント ン市	米ドル 3,010.50	銀行業 (銀行持 株会社)	— %	—	子会社株式の売却 (売却価格)	773,585	—	—
							子会社株式売却益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	3,289.22円	3,219.24円
1株当たり当期純利益	746.27円	251.16円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - （イ）定款の変更
該当ありません。
 - （ロ）その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

- イ 受託会社
 - （イ）名称 三井住友信託銀行株式会社

- (ロ) 資本金の額 342,037百万円（2025年3月末現在）
 (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 51,000百万円（2025年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2025年3月末現在	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,771,093	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
SMB C日興証券株式会社	135,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

（持株比率5%以上を記載しています。）

該当事項はありません。

第3【その他】

1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

- (1) 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
- (2) 委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (3) 委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス（これらのアドレスをコード化した図形等も含む）を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
- (5) 目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
- (8) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
- (10) ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。
- (11) 写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。

2 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

- 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
- 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
- 5 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
- 6 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2030の2023年12月21日から2024年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030の2024年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2035の2023年12月21日から2024年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035の2024年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2040の2023年12月21日から2024年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040の2024年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2045の2023年12月21日から2024年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045の2024年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2050の2023年12月21日から2024年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050の2024年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2055の2023年12月21日から2024年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055の2024年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2060の2023年12月21日から2024年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060の2024年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2065の2023年12月21日から2024年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065の2024年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月3日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2030の2024年12月21日から2025年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030の2025年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月21日から2025年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月3日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2035の2024年12月21日から2025年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2035の2025年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月21日から2025年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月3日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2040の2024年12月21日から2025年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040の2025年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月21日から2025年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月3日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2045の2024年12月21日から2025年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045の2025年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月21日から2025年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月3日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2050の2024年12月21日から2025年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050の2025年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月21日から2025年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月3日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2055の2024年12月21日から2025年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055の2025年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月21日から2025年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月3日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2060の2024年12月21日から2025年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060の2025年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月21日から2025年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月3日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2065の2024年12月21日から2025年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065の2025年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月21日から2025年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。